0026529000

0026529-000

７７５－５２

同業組合及準則組合

小池金之助・著

昭和図書

昭１４

ADF

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年３月２３日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

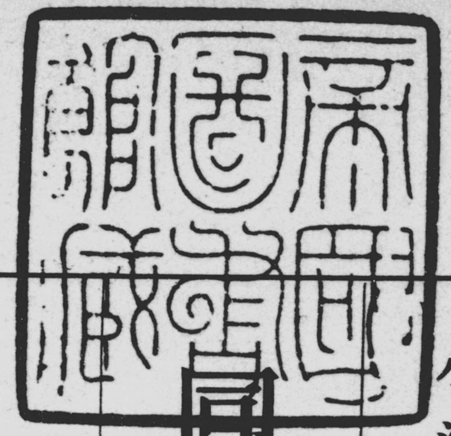

商業組合及準則組合

小池金之助著

昭和圖書株式會社

775
52

序

我が國に於ける組合制度は、必要に應じ必要なる目的を託して設けられたるものである。組合制度は自治と強制の兩要素を調和するものとして近時の立法の好んで用ゐた手段である。

組合の制度は從つて其の種類が多いのであるが、從來協同組合系統と同業組合系統との二大區別があり、其の二系統の對立の上に構成せられて居つたのである。

協同組合系統に屬するものは、組合員の出資を要件とし、積極的に協同事業を營むもので産業組合は其の代表的のものである。同業組合に屬するものは、其の經費を組合員に賦課徴收することを建前とし、營業上の弊害の矯正其の他の取締等消極的事業を行ふものであつたのである。

同業組合には今より五十餘年前、卽ち明治十七年に制定せられたる同業組合準則に據り設立せられたる同業組合と、明治三十二年重要物産同業組合法に基き設立せられたる同業

組合との二種があり、最近の統計に依れば前者は約三千後者は千二百の組合が存在するの
であつて、産業組合が農村を領域として發達したると同じく、都市の商工業界に組織せら
れ、過去に於ては兩々相俟ちて、我が國産業の躍進的發展に甚大なる寄與貢獻を爲して來
たのである。

然るに昭和六年工業組合法が制定せられ、組合員の相互扶助と組合員の統制との兩者を
兼ぬる組合制度が認められるゝことゝなり、昭和十二年の改正に於て更に、統制のみを目的
とする工業組合が認められることゝなつた。其の態度は同年貿易組合法にも採用せられ、
又昭和十三年には商業組合法も亦同じ制度に改正せられたのである。

斯くして我が國の組合制度は農業を除く他の全産業部門はそれ〳〵の組合法に依つて、
一面相互の金融的援助や、共同施設の利用等積極的事業を營爲すると共に、他面自由競爭
に依る弊害の矯正豫防に努める警察的事業を營むことゝなつたのみならず、場合に依つて
は專ら强力なる統制のみを目的とする組合をも認むることゝなつたのである。此に於て從
來の協同組合對同業組合と云ふ二系統對立の組合制度は、完全に破壞せられ、我が國組合

制度の混亂を來し、組合制度の歸趨を知るに苦しむことゝなつた。

此の間の事情を如何に說明すべきか、又此の混亂錯綜する組合を如何に整理して指導を
爲すべきか、重大な問題を提供したものであると云ふべきである。

「政府ハ現今ノ組合制度ノ全般ニ亘リ再檢討ヲ爲シ、之ヲ統合調整スル爲メ、關係法律ノ
完璧ヲ期シ、其ノ組織機能ヲ十分活躍セシムベシ」とは第七十三議會に於て、商業組合法
改正案を可決したる際衆議院の附帶決議であり「政府ハ重要物産同業組合法ヲ改正シ、其
ノ機能ヲ十分ニ發揮シ、以テ經濟事情ノ變化ニ適應セシメ、特ニ統制强化ニ協力シ得ル樣
速ニ適當ノ方策ヲ講セラレンコトヲ望ム」とは同じく貴族院の附帶決議である。誠に當然
なることゝ思ふ。

同業組合關係者は曩に重要物産同業組合法の改正を熱望し、第七十三議會に其の改正法
律案が提出せられ、衆議院を通過したのであるが、會期切迫の爲め、貴族院に於て審議未
了となり、遂に不成立に終つたのである。

然しながら此の如き組合制度の混亂は、種々の摩擦衝突を生じ、我が國産業政策上、決

して放任し置くことを許さないのである。今や組合制度の整理再建は、緊急重要なる問題となつて居るのである。

予は我が國に於て最も古き歴史を有する同業組合に對し仔細に檢討を加へ、準則組合及同業組合が、如何なる方向に進むべきかを示唆せんが爲め、本書を編んだのである。

昭和十四年四月

橫梯花唉く何妨居にて

著者識

目次

第一編　總說……一

第一章　同業組合の現狀……一

同業組合の數——組合員職業——同業組合の主管省局

第二章　同業組合法改正の議……七

同業組合法改正の根據——縱斷か橫斷か

第三章　工業組合商業組合及貿易組合の出現……九

生產設備の不完全——企業組織の整備——產業日本の組織成る

第四章　同業組合は何處へ行く……一三

古色蒼然たる同業組合——置き去られた同業組合

第五章　同業組合法中改正法律案……一四
改正法案の内容——遂に流産
第六章　同業組合全國大會の要望と同業組合の再檢討……二四
同業組合の主張——その言切々
第二編　同業組合の史的觀察……三三
第一章　歴史は繰り返す……三三
準則組合なる呼稱——益々蔭の薄くなつた同業組合
第二章　講と座……三三
組合の歴史——封建時代の組合
第三章　株仲間の概要……三五

組合制度の完備——組合に依る取引の合理化
第四章　株仲間の停止及復活……四三
組合の獨占的營業——幕府の組合對策
第五章　明治維新後の株仲間……四五
明治元年の「商法大意」——自由營業の時代來る
第六章　同業組合の發生……四八
取引の紊亂——同業組合準則現る
第七章　同業組合準則……五〇
同業組合準則發令の趣旨——其條文
第八章　同業組合法の制定……六三
輸出品の粗製濫造——本法制定の趣旨

第三編　同業組合の檢討……六五

第一章　同業組合の目的……六五

粗製濫造の防止——中小商工業の規正

第二章　同業組合の性質……六六

組合は公法人か私法人か——學說の對立

第三章　同業組合の事業……六九

生産販賣の合理化——產業日本の誕生

第四章　同業組合の設置……七六

重要物產の品目——組合設置の手續

第五章　同業組合の組合員……九七

組合員の權利義務及資格——大審院判決例

第六章　同業組合の機關……一〇一

意志機關——執行機關——監查機關

第七章　同業組合の監督……一一九

監督官廳の權限——評議員會

第八章　同業組合の罰則……一三三

過料及體刑——判決例

第九章　同業組合の解散……一三六

解散の二原因——清算

第十章　同業組合聯合會……一三八

目的達成の爲めの大同團結——聯合會と組合との關係

第四編　結　論……一三一

同業組合及準則組合

目次

同業組合の現勢——他組合との相刻　六

附錄

一　重要物産同業組合法關係法規……一四九

1 重要物産同業組合法（明治三十三年三月七日法律第三十五號）……一四九

2 重要物産同業組合法施行規則（大正五年五月二十九日省令第八號）……一五八

3 重要物産同業組合法第十條ノ四第三項ノ規定ニ依ル重要輸出品ノ種類（大正五年五月二十九日告示第九十號）……一七三

4 重要物産同業組合及同聯合會ノ取扱ニ關スル件（大正五年六月二十九日商第八九九九號次官通牒）……一七四

5 重要物産同業組合及同聯合會ノ商品ノ價格協定ニ關スル件（昭和八年十一日十四日商第七七五三號商工次官通牒）……二〇一

二　同業組合法研究資料……二三一

第一編　總　說

第一章　同業組合の現狀

同業組合とは明治二十三年法律第三十三號に依り組織せられたる、組合員協同一致して營業上の弊害を矯正し、其の利益を增進するを目的とする法人である。

最近の調査（昭和十二年三月三十一日）に依れば、同業組合の數千二百十一、同聯合會五十二ありまして以前は今少し多く昭和四年には千五百八十六組合と七十七の聯合會あり、昭和六年には組合數は千五百四十五に減つたが聯合會は八十四あつたのである。然るに昭和九年には千三百九十三組合と六十五聯合會となり、年々新に設立せらるゝもの殆んどなく、反對に組織を變更するもの多く、爲めに前叙の如く減少したのである

同業組合は元農商務省の主管する處であつたが、農商務省が農林省商工省に分れてから

は兩省の共管事項となつて居る。今之を其の主管局別に見れば次の通である。

主管省	局	同業組合	同業組合聯合會
商工省	工務局	四五五	一六
	商務局	三〇二	六
	貿易局	一二	—
農林省	農務局	五四	三
	經濟更生部	三四	—
	山林局	一五〇	一六
	水產局	一九	—
	畜產局	一〇	一
	蠶糸局	一七五	九
合計		一、二一一	五一

此の千二百十一の同業組合を組織する業種は多種多様で、殆んどあらゆる營業を通じて其の組織のないものはないと云ふべきである、卽ち

蠶種	十六	養蠶	五十五	生糸	十五
麻	一	整經撚糸	三	染料	三
染色	十二	織物	九十三	織物加工	六
羅紗	一	洋服	五	刺繍	一
莫大小タオル	六	足袋	六	綿	二
羊毛同製品	一	蒲團蚊帳	三	繃帶材料商	一
糸物	三	嚢物烟草具	一	牛馬	八
養魚	三	醬油味噌類	三十五	米雜穀	七十三
製粉	六	麺類	十	鮮	一
砂糖	十五	製鹽	四	食料蒟蒻	二
蒲鉾	一	鰹節	一	鳥獸肉類	七
大根切干、干瓢	六	山茨、生姜	一	油揚	二

乾物　一　昆布　一　凍豆腐　三
果實蔬菜　四十一　甘藷　三　菓子　四
澱物　三　牛乳　七　和洋酒、罐詰　二十五
海產物　八　魚商　一　清涼飲料水　九
藥品　二十四　人蔘　三　薄荷　四
肥料　二十　氷　一　帽子　三
元結　一　莚　一　眼鏡　一
箸　一　時計及附屬品　二　團扇及扇子　一
鼻緒　一　履物　三　和洋傘　十一
提灯　一　白土石灰　三　土管、煉瓦、瓦　七
陶磁器　十九　壁材料　一　硝子及同製品　四
種子　一　苗木　五十三　植物　三
竹材　三　煙草　二　木材　五十四
木竹製品　六　挽物　二　屏風建具　三
簞笥　二　包裝品　五　石材　三
紙及製品　二十四　製紙原料　三　印刷物　五
製本　二　金屬製品及同加工品　二十九　鐵類　二
電氣用品　一　醫理學機械　二　籐　三
蓙網　二　棕梠　一　荒物及藁工品　四十四
杞柳製品　四　セルロイド　二　漆及漆器　十八
蘭草及製品　二十一　麥稈、經木、麻眞田　十二　緞通　一
皮革同製品　六　骨角加工　一　刷子刷毛　一
燐寸及同小函經木　一　木炭、薪炭　百六十二　石炭、コークス　十一
蠟　四　獸脂　一　線香　一
除虫菊　一　小間物化粧品　六　文具　五
石鹸　二　度量衡器　四　製墨　一

貝釦　一　護謨　三　箔　一
玩具　三　自轉車　二　車輛　二
雜貨　二　其の他四十六となつて居る。

又同聯合會は

蠶種　一　養蠶　四　織物　八
米雜穀　二　凍豆腐　一　麵類　一
果實　三　牛馬商　一　硝子及同製品　一
桑苗　二　木炭　十六　木材　二
包裝箱　一　藺草及同製品　一　杞柳　一
藁工品　二　麥稈、經木、麻眞田　一　除虫菊　二
其の他二　である。

右は商工省工務局編纂重要物産同業組合一覽（昭和十三年三月發行）より書き出したのであり、中には重要物産とも思はれないものもあるが、兎に角農業、商業、工業、林業、水產業等あらゆる產業の各部門に同業組合が組織せられて居ることを知ることが出來る。

同業組合法施行以來約四十年となり、又其の前身とも云ふべき同業組合準則は明治十七年の制定であるから、既に五十七年を經過して居る。換言すれば同業組合は五十七年間存立して來たのである。

此の五十餘年間に我が國の產業が、如何に急速の進步發達を遂げたるかは今更喋々を要しない處であり、又此の躍進產業に對し同業組合が又如何に貢獻して來たかは之れ亦贅言を要しない。

第二章　同業組合法改正の議

而して此の同業組合は、營業上の弊害を矯正すると云ふ消極的事業を遂行するのみであつて、積極的の事業を爲すことを許されて居ない爲め、夙に改正の議があつたのである。特に歐洲大戰當時及其の後の好況時代に於ては其の必要が痛感せられ又各同業組合に於ても切なる要望があつて、時の農商務省では法律改正に着手し、既に成案が出來て居つたの

であるが、財界の大變動や關東大震災の爲めに、それ處の騒でなく、其の他種々の事情の爲めに、折角の同業組合改正案は遂に日の目を見ずして葬り去られたのである。

大正七年發行「重要物産同業組合法精義」の一節に「同業組合の事業は狹き範圍に限定せられ、組合員の粗製濫造を取締ると云ふことを主とし、カルテルの如く價格の一定や生産制限を行ふが如きことは今日でも許されて居ないのである。併し世界文明の進歩に伴ひ商工業も亦駸々として發達するものであれば、同業組合の如きも必ず他日トラストと迄は行かずとも、企業聯合卽ちカルテルの如く組合が積極的態度を以て、或は生産制限を行ひ又は價格の一定を計ることの出來る時期が必ず到來するであらうと思ふ。又近き將來に於ける問題としては、現今の消極的事業の外に積極的事業を行ふことを得る樣に法律を改正し、場合に依つては産業組合の事業の一部たる共同購入又は共同販賣をも兼ね行はしめたならば、同業組合をして更に一新生面を開かしめ得るであらうと述べて居る。本書の著者は小野飯田兩氏で當時主務省に於ける當路者であつたから斯く宛曲に述べて居るが、當時に於ては同業組合の强制加入制度を任意加入に改め且つ出資團體と爲し、産業組合の如く信用、購買、販賣利用等積極的の諸事業をも行ひ得ることゝし、又從來同業の名に搦はれ同一商品であれば、生産者も製造業者も卸賣も伸買も小賣も一團と爲し、之に加ふるに密接の關係營業者までも綜合したる所謂縱斷的組合を革めて、生産者は生産者、卸商は卸商に云ふが如く之を橫斷的組合たらしめんとしたのが改正案の骨子であつた。蓋し同一商品に關係する營業と雖も、商人と工業者とは其の立場を異にし、卸商と小賣屋は利害必ずしも一つでない。寧しろ相反することが多いのである。組合と組合との牽制競合は、自ら各般の弊害を矯正し、取引の公正を期することになるのである。又强制加入の法制を設けざるも、組合が消極的積極的の事業を行ふに於ては組合に加入せざれば營業者が甚だ不利であることになり、結局組合に加入せざるものは營業を繼續し得ざることゝなるべき又出資團體の性質上自由加入の制とせんとの案であつたと聞いて居る。

第三章　工業組合商業組合及貿易組合の出現

然るに政府は重要物産同業組合法には何等觸るゝ所なく「大正十四年第五十三帝國議會

に重要輸出品工業組合法案を提出したのである。

而して本法律案は二月二十三日衆議院を、三月十一日貴族院を何れも通過して、大正十四年三月三十日法律第二十八號を以て公布せられ、同年九月一日より施行せられた。

本法に依り組合を設置し得らるゝ者は、主務大臣の指定する重要輸出品（綿織物始め二十九品）に限らるゝのであるが、本法律の內容は往年同業組合法の改正として意圖せられたものと殆んど同じである。

而して此の法律案が議會に提出された際政府の說明の要旨は「我が國工業は段々大規模の工業に移り變りつゝあるのであるが、大部分のものは未だ中小工業を以て占められて居る。而して此の中小規模のものが、如何なる狀態で生產に從事して居るかと云ふに其の規模極めて小く又薄資微力であつて、然かも生產設備の不完全であることは勿論、原料材料の取得から製造販賣に至るまで、極めて不合理な舊式な方法を採用して居り、又同業者の間には何等の連絡協調の精神が無く、賣崩しをやつて無謀な競爭が行はれて居るやうな現狀である。其の結果は市場の安定を害し、自他共に相立たなくなるばかりではなく、延いては產業全般に其の影響を及ぼし產業全體の不景氣を招來して居るのである。此の如く生產設備の不完全であることゝ、企業組織の間に何等の秩序が無いと云ふことは、我が國工業界の根本的病弊であつて、此の病弊を取除かない限りは、我が國の產業の振興は覺束ない。此の點を矯正する手段として何等か一の强力なる組織體を必要とする。それには從來も色々な團體があつたが、それでは產業全體の現狀を打開するに十分な組織ではない。消極的に弊害矯正と云ふやうな事業と併せて、新たに積極的に生產費の低下と、生產品の規格の統一と、品質の改善に必要なる經濟的施設を織り込んで一緒に爲し得るやうな强力なる團體を必要とする」と云ふのであつて、重要輸出品工業組合法は兩院を通過したのである。是れ亦嘗て同業組合法改正を企てたる趣旨と全く同じである。

重要輸出品工業組合法は其の後昭和六年法律第六十二號を以て「重要輸出品工業組合法」が單に「工業組合法」と改り、重要輸出品でなくとも主務大臣の指定したる重要工業品、（綿織物外六十一品種）は組合の設置が出來ることゝなり、又組合事業を擴張して組合員に資金の貸付及組合員の貯金の受入を併せ行ふことゝなり更に昭和八年第二次の改正に於

て工業組合の普及發達及連絡の機關として中央會を認めたる外、統制に關する規定や罰則を整備し、又々昭和十二年法律第七十五號を以て第三次の大改正を行ひ、從來工業組合を組織し得らるゝものは、主務大臣の指定したる重要工產品に限られて居つたのを撤廢し、工產品の製造又は加工の業を營むものは、自由に工業組合を組織し得ることゝ爲したるを始めとし、組合員の爲めに其の債務の保證を爲す事業を加へ、組合員外のものをして組合の統制に從はしむる規定を强化し、主務大臣が工業の統制を圖り國民經濟の健全なる發達を期する爲めに、特に必要ありと認むる場合には工業組合を强制設立せしむる劃期的の規定が設けられたのである。

又昭和七年法律第二十五號を以て商業組合法が制定せられ、あらゆる商業者は自由に業種別の商業組合を設立することが出來、又商店街の多種多樣の商業者が商業組合を設立し得られ諸種の統制取締は勿論積極的共同事業が爲し得られることゝなり、特に昭和十三年法律第三十七號の大改正は最も新しい組合法制であり、之に依つて組合は益々强化し、アウトサイダーに對する强行規定も殆んど完備して居る。

更に又大正十四年法律第二十七號輸出組合法は、昭和十二年法律第七十四號を以て貿易組合法として全面的に改正せられ輸出業者、輸入業者は夫々輸出組合、輸入組合を組織することが出來るやうになつた。

第四章　同業組合は何處へ行く

以上の如くして最も古き歷史を有し過去數十年間我が國產業の進步發達に多大の貢獻を爲し來りたる重要物產同業組合は、大正五年法律第十五號を以て改正せられたる儘、爾來二十數年間時代の推移に頓着なく依然として古色蒼然たる昔の姿で、其の法律は儘かに生きて居り、此の法律に基き設立せられたる千二百有餘の組合が現に存在して居るにも拘らず全く時代より置き去りにされ、其の存在が世人より忘れられんとして居るのは甚だ奇快なる事と云ふべきである。

我が國の組合法制中で、著者が實際奇異に感せられるものが二つある。一は同業組合準則を廢止せずして同業組合法を制定したることゝ今一は工業組合、商業組合、貿易組合の

制度を設けながら、同業組合を其の儘と爲しあることである。前に述べたる工業組合制度創始に當り政府の爲したる說明に依れば、同業組合は當然廢止すべきものであるのに、猶之を存在せしめて居るのは如何なる理由であるか、甚だ疑はざるを得ないのである。

第五章　同業組合法中改正法律案

重要物産同業組合法は、明治三十三年議員より提出したる改正法律案が、成立して改正せられたのであるが、奇しくも三十餘年後の今回、卽ち昭和十三年第七十三帝國議會に、左記重要物産同業組合法改正法律案が提出せられたのである。

重要物産同業組合法中改正法律案

右成規ニ據リ提出候也

昭和十三年三月八日

提出者　原　玉重　一松定吉　小林房之助　紫安新九郎

松田竹千代　內藤正剛　服部崎市　岩瀨亮

贊成者

世耕弘一　野口喜一　江原三郎　佐藤洋之助

瀧澤七郎　小高長三郎　小泉純也　成島勇

最上政三　山田順策　西村金三郎　山本彖吉

森下國雄　古田喜三太　田村秀吉　福田悌夫

長野高一　野田文一郎　片岡恒一　松田喜三郎

福田關次郎　田中万逸　濱野徹太郎　松尾三藏　山田清寬

伊藤東一郎　木原七郎　豐田豐吉　長野綱良

津倉龜作　仲西三良　小林三郎　高橋義次

中村梅吉　池田清秋　津原武　大島寅吉

愛野時一郎　伊藤五郎　池本甚四郎　小畑虎之助

小山田義高　高橋圓三郎　安藤正純　池田七郎兵衞

紅露昭　一ノ瀨俊民　土倉宗明　中野治介

深澤豐太郎　田中源三郎　西川貞一　稻田直道

小笠原八十美　川崎巳之太郎　庄司一郎　小串清一

吉植庄亮　小平重吉　佐保畢雄　坪山德彌

第五章　同業組合法中改正法律案

田中源　葉梨新五郎　泉國三郎　横川重次
篠原義政　藤生安太郎　依光好秋　倉成庄八郎
太田理一　大内竹之助　伊東岩男　鶴惣市
服部岩吉　森幸太郎　松木弘　井上知治
鹽川正藏　山川頼三郎　馬岡次郎　曾和義弌
松浦伊平　森榮藏　石井德久次　濱地文平

重要物產同業組合法中左ノ通改正ス

第四條　同業組合設置ノ地區內ニ於テ營業所ヲ設ケ組合員ト同一ノ業ヲ營ム者ハ組合ノ通知ニ依リ組合員トナルモノトス

組合員其ノ業ヲ營マサルトキハ組合員タル資格ヲ失フ

同業組合設置ノ地區內ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ營ム者ハ營業所ヲ設ケサル者ト雖當該組合及組合聯合會ノ統制ニ服スヘキモノトス

第十條ノ五　行政官廳當該商工業ノ統制ヲ圖リ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ同業組合及同業組合聯合會ニ對シ組合員ノ營業ノ統制ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第十條ノ六　行政官廳當該商工業ノ統制ヲ圖リ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ同業組合及同業組合聯合會ニ諮リ其ノ組合員ニ對シ組合ノ統制ニ從フヘキコトヲ命スルコトヲ得

第十條ノ七　行政官廳當該商工業ノ統制ヲ圖リ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地區及組合員タル資格ヲ定メ重要ナル統制事業ヲ行フ同業組合ノ設立ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命セラレタル者行政官廳ノ指定スル期限迄ニ設立ノ認可ヲ申請セサルトキハ行政官廳ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十條ノ八　第十條ノ五及第十條ノ七ノ規定ニ依ル命令アリタル場合特ニ必要アリト認ムルトキハ地區內ニ於テ當該商工業ヲ營マムトスル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケシム

ヘシ

第十一條ノ二　同業組合及同業組合聯合會ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アルトキハ同業組合組長又ハ同業組合聯合會組長ノ請求ニ因リ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ同業組合又ハ同業組合聯合會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ市町村前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以內ニ其ノ處分ニ著手セス又ハ九十日以內ニ之ヲ結了セサルトキハ同業組合組長又ハ同業組合聯合會組長ハ地方長官ノ認可ヲ得テ之ヲ處分スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市町村制第百十一條第一項及第四項ノ規定ヲ準用ス

前二項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次キ其ノ時效ニ付テハ市町村稅ノ例ニ依ル

經費ノ分賦又ハ過怠金ノ徵收ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ異議ノ申立訴願及行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

重要物產同業組合法中改正法律案理由書

一　現行法ニ依ルトキハ組合ノ地區內ニ於テ同一ノ業ヲ營ミ當該組合加入ノ義務アルコト明白ナル者ト雖若シ組合加入ヲ忌避スルトキハ組合側ヨリ訴訟ヲ提起シ其ノ者カ組合員ト同一ノ業ヲ營ミツツアルコトヲ詳細ニ立證シ判決確定ヲ俟ツテ始テ之ヲ組合ニ加入セシムルカ如キ煩雜ナル手續ヲ要シ徒ニ長時日ヲ費ササルヲ得サル狀態ニ在リ斯クテハ同業組合ニ對シ强制加入權ヲ與ヘラレタル立法ノ精神ニ悖リ且組合ノ機能發揮上至大ノ障碍ヲ爲ス又各地ノ同業組合ニ於テ極力統制ニ努メツツアル際隣接地區ノ同業者或ハ行商人等ニ依リ其ノ統制ヲ攪亂セラルル場合頗ル多シ仍テ此等ノ弊害ヲ除去スルノ要アリ

二　第四條但書ヲ設ケラレタル趣旨ハ全然非營利的事業ヲ除去スル精神ニ出テタルモノナリ然ルニ該但書ノ如キ極メテ曖昧ナル規定ヲ置ク爲徒ニ組合加入忌避上好個の口實ヲ與ヘ統制上多大ノ障害ヲ爲シ而モ何等益スル所ナシ仍テ同條但書ヲ削除スルノ要アリ

三　近時經濟界ノ全面ニ亘ツテ一層統制ノ强化カ要請セラルルニ至リタルヲ以テ同業者强制加入タル同業組合ヲシテ全同業者ニ對スル製品ノ檢查原材料ノ配給統制販賣統制等

時局ニ即應スヘキ營業上ノ各種重要ナル統制事業ヲ營マシメ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期スルノ要アリ

四　組合ノ機能ヲ發揮シ其ノ使命ヲ完カラシムル爲ニハ其ノ財政ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルコト緊要ナリ仍テ農會及商工會議所ト同樣同業組合ニ對シ經費ノ强制徵收權ヲ與フルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

重要物產同業組合法改正法律案參照條文

重要物產同業組合法第四條　同業組合設置ノ地區內ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ營ム者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ但シ營業上特別ノ情況ニ依リ農商務大臣ニ於テ加入ノ必要ナシト認ムル者ハ此限ニ在ラス

同法第十條　同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ檢查規定ヲ設ケ組合員ノ營業品ヲ檢查スルコトヲ得

同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ違約者ニ關スル規程ヲ設ケ違約者ニ對シ過怠金ヲ徵シ違約物品ヲ沒收スルコトヲ得

同法第十一條　同業組合及同業組合聯合會ノ經費ノ豫算竝徵收法ハ各其ノ定款ノ規定ニ從ヒ之ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

經費ノ決算及業務成績ハ每年少クトモ一回組合員ニ公示シ農商務大臣ニ報告スヘシ

町村制第百十一條　町村稅、使用料、手數料、加入金、過怠金、其ノ他ノ町村ノ收入ヲ定期內ニ納メサル者アルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期內ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メサルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金錢ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ前二項ノ場合ニ於テハ町村條例ノ定ムル所ニ依リ手數料ヲ徵收スルコトヲ得

滯納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限內ニ之ヲ完納セサルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第一項乃至第三項ノ徵收金ハ府縣ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

前三項處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得（大正十五年法律第七十五號ヲ以テ本項ヲ改正）

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

此の重要物產同業組合法中改正法律案は、衆議院に於ては、昭和十三年三月十六日其の第

一讀會を開かれたのである。其の際議員世耕弘一氏は提案の理由として、「重要物産同業組合は公益團體と致しまして、古い歴史を有し、我が産業界に大なる功績を擧けて來たのであります。然るに近時經濟界の發達に伴ひ、該同業組合も亦一層強化發展の必要に迫られて居るのであります。故に是が業者の製品の檢査及び原料其他の配給並に販賣の統合等に付き、特に時局に對應すべき各種重要なる組合の事業を強化經營、以て國民經濟の健全なる發達に、更に寄與せんとするものであります。又同業組合の機能を十分發揮し、其の使命を完からしめんには、自ら組合の財政の基礎を鞏固ならしむることが緊要であります仍て農會及び商工會議所と同樣、同組合に對しても經費の强制徵收權を付與するの要があるのであります、卽ち以上の目的遂行上、從來の組合法では不便の點が多いのであります以上簡單でありますが、重要物産同業組合法中改正法律案の趣旨辯明に充てます、詳細は委員會に於て述べることに致します、何卒速に御審議、御贊成あらんことを御願致します」と說明して居る。而して本案は委員付託となつたのであるが、三月二十五日の本會議に第一讀會の續が開かれた。

報　告　書

一　重要物産同業組合法中改正法律案（原玉重君外十三名提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月二十五日

委員長　寺　島　權　藏

而して委員長寺島權藏氏は委員會の經過及結果を報告すと前提し「本委員會は二回開會致しました。本案に對しまして政府は、餘り氣乘りせないやうでありましたけれども、委員各位は熱心に審議を進められまして全會一致可決確定致しました」と報告され、直に第二讀會を開き、第三讀會を省略して委員長報告通り可決確定したのである。

又貴族院に於ては三月二十五日衆議院より重要物産同業組合法中改正法律案の送付を受け翌三月二十六日第一讀會を開き、侯爵井上三郎、子爵曾我祐邦、男爵伊藤一郎、男爵園田武彥、有賀光豐、菊池恭三、佐々木八十八、山上岩二、松岡潤吉の十氏を特別委員として之に付託したのであるが、議會會期切迫した爲め、審議を終らず遂に成立を見るに至らなかつたのである。

第六章　同業組合全國大會の要望と同業組合の再檢討

先之日本實業組合聯合會が中心となり、昭和十三年三月十八日東京明治神宮外苑日本青年館に於て、同業組合全國大會を開き、左記の宣言及決議を爲し、前述せる重要物産同業組合法中改正法律案の成立を希望し大に氣勢を擧げたのである。

宣　言

今次支那事變ヲ機トシ、今ヤ我國ハ未曾有ノ非常時局ニ際會シ、經濟界ノ全面ニ亘ツテ統制强化が一層要請セラルルニ至レリ。

仍テ統制强化ヲ本來ノ使命トナシ、而モ强制加入權ニ依リ同業者全部ヲ擧ゲテ、國家產業ノ發達ニ一大貢獻セントスル職能團體タル、同業組合ヲシテ活動セシムルコトコソ、此ノ際最モ有效且適切ナル喫緊事ナリトス。然リト雖モ、同業組合ヲシテ現下ノ非常時局ニ即應セシメ、眞ニ其ノ機能ヲ遺憾ナク發揮セシメントセバ、現行同業組合制度ノミニテハ、尙未ダ不充分ナル點尠シトセズ。

玆ニ於テ時勢ニ即應スベク、重要物產同業組合法ノ適切ナル改正ヲ施シ、其ノ機能ヲ充分ニ發揮シ、以テ經濟事情ノ變化ニ適應セシメ、現下ノ非常時局ニ際シ、一層國家產業ノ發達ニ貢獻スル所アラントス。

右宣言ス

決　議

吾人等ハ一致團結、以テ重要物產同業組合法中改正法律案ノ、今期議會通過ノ實現ヲ期ス

右決議ス

昭和十三年三月十八日

同業組合全國大會

同大會に於て配付したる文書に依れば、同業組合關係者が、同法の改正を要望する理由は左記の如く、特に統制商業組合の出現を非難し居るを看取せらるゝのである。

同業組合法一部改正ヲ要望スル理由

一、本來商業組合ハ、產業組合的各種共同事業ヲ營ミ、業者ノ利益增進ヲ圖ル營利團體ナリ。然ルニ統制ノミヲ目的トシ、而モ無出資ニ依ル强制加入權附與ノ統制組合ヲ認メ、各種營利事業ヲ營ムト商業組合ト、並行的ニ何等營利ヲ伴ハサル、而モ公益的事業タル業者全般ノ統制事業ヲ營マシメントスルカ如キハ、之カ本質上不可ナリ。

一、同業組合ハ全同業者强制加入ノ下ニ、業者ノ弊害ノ矯正ト統制ノ强化トヲ本來ノ使命トナシ、過去數十年ニ亙ツテ、充分ナル訓練ト經驗トヲ經タル公益團體ナルヲ以テ、若シ當局ニ於テ同業組合ヲシテ、生產統制、配給統制等、各種重要ナル綜合的統制事業ヲ營マシメントセバ、或特殊ナ場合ヲ除キ現行同業組合制度ニ於テ充分實行シ得ベキナリ、之ヲ現在同業組合ニ於テ、實施シツツアル價格ノ統制及檢查ノ實績ニ徵スルモ明瞭ナリ、而シテ現今ノ如ク經濟界ノ全面ニ亙ツテ、統制ノ强化ガ益々必要視サルルノ秋ニ際シ、若シ現行法ニ不備ノ點アリトセバ、之ニ適切ナル改正ヲナシ（卽チ其ノ機能ノ擴充、强制加入權ノ徹底竝統制事業ノ强化促進等、統制ノ確保、經費ノ强制徵收權ノ確立等）現下ノ非常時局下ニ際シ、一層同業組合ノ活躍ヲ促シ、以テ國家產業ノ發達ニ一大貢獻ヲナサシムルコトコソ緊要事ニシテ、且又適切ナル處置ニアラザルカ。

一、何故ニ本質上同業組合ト何等異ナラザル、統制商業組　ヲ新設スルノ要アリヤ。

一、元來之ガ本質上、小區域ト比較的業態ヲ等シクスル少數ノ組合員トニ依ルヲ理想トスル、商業組合ヲシテ業者全般ニ亙ル綜合的統制事業ヲ營マシメントスルハ甚ダ不可ナリ。

一、輸入ノ管理及生產統制ニ依ツテ、之ヲ實施セバ同業組合ノ外ニ統制商業組合ノ如キ、中間ノ統制組合ハ不必要ニアラザルカ。

一、現ニ工業組合ニ統制組合ヲ認メタル結果、同業組合ニ於テ實行シ得ベキ統制又ハ配給ヲ、工業組合ニアラザレバ絕對ニ許可セザル爲、止ム無ク同一同業組合內ニ、二ツ乃至三ツノ工業組合ヲ組織セザルヲ得ザルニ至リ、當業者ハ二重三重ノ過重ナル經費ノ負擔ニ苦シミツツアルノミナラズ幸ニ同業組合ノ全組合員ガ、其ノ儘工業組合ニ變リタル場合、又ハ同業組合ヲ背景トシテ其ノ資助ヲ受ケ、圓滿ニ事業ヲ遂行シツツアル工業組合ハ別トシ、之ヲ同業組合ト對立的ニ設置セラレタルモノハ、兩者ノ間ニ常ニ種々摩擦紛爭ヲ惹起シ、營業遂行上支障勘カラズ、依テ更ニ統制商業組合ノ設立ヲ見ンカ、其ノ弊害愈々增大シ業者ノ苦痛益々加重スルニ至ルベシ。

又日本實業組合聯合會が、右大會に於て公表せる印刷物に依れば貴族院の同業組合法中改正法律案特別委員會に於ける同業組合に關する政府委員の答辯に對し左の如く批評駁論して居る。

一、政府委員ハ『同業組合ハ生產ヨリ製造、販賣ニ至ル迄打ツテ一丸トスル、縱斷的構成ヲ成ス關係上、現今ノ如キ複雜ナ配給統制其ノ他ノ統制事業ハ、到底實施シ得サル可シ』ト答辯セルモ同業組合ハ所謂生產ヨリ販賣ニ至ル迄打ツテ一丸トスル、縱斷的構成ヲ爲スモノハ比較的僅少ニ

シテ、其ノ多クハ製造業者、卸業者小賣業者ト云フガ如ク、夫々種類別ニ同業組合ヲ組織シ、夫々其ノ業者ノ緊密ナル連絡、協調ニ努メ、其ノ間完全ナル統制ガ確保セラレ居ル實情ニシテ、必要ナル種類別、卽チ製造業者ハ製造業者ヲ小賣業者ハ小賣業者ヲ、打ツテ一丸トスル、各種類別配給統制價格統制等ヲ實施スル上ニ於テ、何等支障ヲ來サザルノミナラズ、現ニ價格統制等極メテ圓滑ニ實施シ居ルニ見ルモ明瞭ナリ。殊ニ政府委員ガ、同業組合ハ綜合的組織ナルノ故ヲ以テ其ノ構成分子タル個々ノ部門的統制ヲ、實施シ能ハズト論斷スルハ甚ダ不合理ナリ。

同業組合中業種ニ依リテハ、製造ヨリ販賣ニ至ル迄、一貫セル縱斷的構成ヲナス特殊ナモノアルモ、之等組合ハ何レモ製造業者、卸業者、小賣業者等ノ專門部門ニ分レ居ルヲ以テ、實際上何等支障ナキノミナラズ、時ニヨリテハ種類別各統制事業ヲ總括的ニ統合實施スルコトガ、ヨリ適切デアリ效果的デアル場合モ決シテ尠カラザルナリ。

二、政府委員ハ『同業組合ハ其ノ機能ヲ發揮シ居ルモノ及其ノ機能ヲ發揮シ居ラザルモノ、卽チ優良ナル組合及不良ナル組合ガ共ニ混淆シテ居ル爲メ、同業組合法ノ改正ヲ爲シ一律ニ其ノ强化ヲ圖ルコトハ直ニ同意シ難シ』ト答辯セルモ、

獨リ同業組合ノミガ優良ナルモノ及不良ナルモノ、共ニ混淆セラレテ居ルモノニ非ズ、商業組合工業組合其ノ他ノ組合ニ於テ皆然リ、否同業組合ヨリ一層其ノ弊甚シキモノアルニ非ザルカ、然ルニ何ヲ以テカ、之等商業組合、工業組合ノミ法ヲ改正シ、一律ニ强化シ得テ獨リ同業組合ノミ一律ニ改正强化シ能ハストス云フカ。

若シ當局ニ於テ、同業組合ヲシテ各種事業ヲ實施セシメントスレバ、同業組合ニ於テ十分活動シ得ル場合尠少ナラス、然ルニ當局ハ徒ラニ商業組合、工業組合ノ保護助長ニ偏重シ、同業組合ヲ無視セルノミナラズ、却ツテ之ニ壓迫ヲ加ヘツツアル爲メ、其ノ機能ヲ充分發揮シ得ザル結果組合中ニ比較的成績振ハザルモノモ生ズルニ至レルナリ。當局ハ現下ノ重大時局ニ際シ、宜シク同業組合ノ機能、組織及過去ノ實績ヲ深ク考察シ、若シ現行法ニテ不備ノ點アリトセバ、時勢ニ卽應スベキ適切ナ改正ヲ施シ、以テ其ノ組織ノ整備、統制ノ確保ヲ圖リ、益々其ノ活動ヲ促シ現下ノ非常時局ニ際シ、同業組合ヲシテ、一層國家產業ノ發達ニ一大貢獻セシムルコトコソ緊要事ニ非ザルカ。

三、政府委員ハ『同業組合ニハ統制ノ文字ナキ爲メ、統制事業ヲ實施セシムルコト能ハズ』ト答辯セルモ、

同業組合法制定當時ノ經濟事情ヲ考察スレバ、同業組合ニ統制ノ文字ナキハ、蓋シ當然ナリ、從テ同業組合ニハ統制ノ文字ナキモ、現ニ各種價格ノ協定ヲ實施シ居リ、極メテ優秀ナル實績ヲ擧ゲツツアルハ周知ノ事實ナリ、コノ價格協定コソ眞ニ業者ノ統制ニ非ザルカ、殊ニ現ニ東京、大阪ニ於ケル織物同業組合ニ於テハ、非常ニ困難ナル晒木綿ノ配給統制ヲ實施シ、實ニ非常ナ成果ヲ收メ居ル事實ハ、朝野齊シク之ヲ認ムル處ナリ。之ヲ以テ之ヲ見ルモ、當局ニ於テ同業組合ニ

ハ統制ノ文字ナキ爲メ、統制事業ヲ實施セシムルコト能ハズト論斷スルハ、詭辯ヲ弄スルモ甚シキモノナリト云フモ、敢テ過言ニ非ザル可シ

四、政府委員ハ『同業組合ノ設立認可申請ノ減少セルコトハ、夫レダケ同業組合ノ必要性ガ減退セル爲ナリ』ト答辯セルモ、

之全ク當局ノ遁辭否詭辯ニ過ギズ、即チ

吾人等商工業者ガ、新ニ同業組合設置ノ必要性ヲ深ク認識シ、眞摯ナル努力ト貴重ナル時日ヲ費シ、再三再四執拗ナル程同業組合ノ設置認可ヲ申請シ、而モ地方長官ノ必要ヲ認ムル副申アルニ係ラズ、甚シキハ二ケ年以上之ヲ抑留シタル後、之ヲ不許可トセルアリ、又同業組合設置ヲ申請セントスルモノニ對シ、極力商業組合、工業組合ニ改組ヲ迫ル場合尠カラズ、尙又地方廳ノ係官ノ多クハ、現在商工當局ガ同業組合不認可ノ方針ヲ採リ、專ラ商業組合、工業組合ノ普及、發達ニ專念シツツアルモノト固ク信ジ、原則的ニ同業組合認可阻止ノ方針ヲ採リツツアルガ如シ、斯クノ如ク只管商業組合、工業組合ノ普及發達ニ專念シツツアル爲メ、同業組合設立認可ガ極メテ僅少ナル所以ニシテ、其ノ必要性ガ漸次減退セル爲メニ基因セルモノニ非ズ、殊ニ現下各種新シキ製造販賣業者簇出シツツアルノ秋、一ケ年ニ僅カ一ツ乃至二ツノ同業組合シカ認メザルガ如キハ同業組合ニ對スル原則的不認可ノ方針ヲ、明カニ示現シテ餘リアリト云ハザル可ラズ。

五、政府委員ハ『同業組合ハ商工、農林兩省ノ共管ナルガ爲メ其ノ改正ヲナスハ非常ニ困難ナリ』ト答辯セルモ、

若シ商工當局ニシテ同業組合ヲ改正セントスル意思アリトセハ今回ノ同業組合法改正法律案議員提出ヲ機ニ、議會ニ於テ農林當局ト充分懇談協議ヲナシ得ルノミナラズ、從來農林當局ノ意向ヲ打診シタル結果之ガ改正ニ付テハ敢テ反對セザルガ如キ態度ヲ表明セラレタリ、依テ商工當局ガ之ヲ機ニ進ンデ農林當局ト其ノ懇談ノ機ヲ造リ其ノ改正ヲナスベク積極的努力ヲ致セバ之ガ改正ハ決シテ困難ニ非ザル可シ。

同業組合は以上各章に於て叙説したる如き狀態にある。同業組合は今後何處へ行くべきか、全く其の前途は暗黒であると云はねばならぬ。死んで居るか生きて居るか判らぬやうな、重要物産同業組合法の下に、千二百有餘の相當有力なる多數の團體が、五里霧中に彷徨して居ることは、如何に考へても不思議である。吾人は眞劍の態度を以て、同業組合を檢討し其の歸趨を定むべき必要に迫られて居るのである。

第二編　同業組合の史的觀察

第一章　歴史は繰り返す

歴史は繰り返すと云はれる、同業組合の歴史も亦屢々繰り返へされて居る。明治十七年同業組合準則に依つて設立せられたる同業組合は千五六百の多數に上つて居つたが、明治三十年重要輸出品と云ふ狹い範圍で同業組合が法律的に出來、三十三年に之が重要物産に擴張せられ、準則に依る同業組合は段々蔭が薄くなつて、遂には同業組合と云ふ看板までも取り上げられ、誰が名付けたか準則組合と呼び做されて今日に至つて居る。

名實共に同業組合として華々しく登場したる重要物産同業組合は大正十四年に又々重要輸出品と云ふ狹い範圍（當時三十品種）に縮限せられ、工業組合なる者に取つて代られ、更に昭和六年には工業組合が重要工產品（六十二品種）に推し擴められ、相次で昭和七年に商業組合の出現があり、昭和十二年には工業組合が總べての工業に擴張せられる等、明治三十年及三十三年の歴史を其の儘繰り返して居るやうに思はれる。歴史は繰り返すとは斯くも現實なものであるのであらうか、玆に於て吾人は同業組合再檢討の前提として我が國同業組合の史的觀察を試むることが必要であると思ひ、本編を草したのである。

第二章　講と座

我が國に於ける組合的結合の濫觴は、遠き昔の部に遡り得るのであるが、商工業組合の起源としては一般に王朝時代の講又は座に基くものと云はれて居る。

講とは始め佛敎の敎典を聽講する集りであり、座とは社寺の儀式に一定の座席を占むる集團であつたのであるが、講は後に神社佛閣の維持修繕を行ふに至り更に講員の經濟的共濟を目的とするものも出來た、賴母子講、無盡講、船講などは其の著例である。又座は社寺を中心として開かるゝ市場を經營し座人は其の市場にて販賣する特權を有することゝなり更に或る種の營業は座の獨占に屬し、官府より特別の保護を受け、諸稅諸役を免除せら

るゝ等種々特權を與へられ、座外の者は固く同一營業を禁ぜられ、犯す者は其の商品を沒收せられ其の他の處罰を受くるに至つた。米座、油座、酒座、鹽座、紙座、綿座、布座、材木座等々重要なる商品は殆んど總べてが、各地に座として存在したのである。此の講又は座は廣き意味に於ける商工業者の組合であるが、其の內容は時代に依つて多少の變遷がある、卽ち座に就て見るに、王朝時代には市場に座席を有する特權者であり、鎌倉時代に於ては商工業者自己保全の爲めに社寺を中心に結合した團體であり、室町時代に入りては其の所在に於て占賣の權を有する特權商工業者の團結であつたのである。

江戸時代になると座は特殊の意義を有することになつた。從前の座は寛永六年に嚴禁せられたのである。蓋し當時に在りては座の如き商工業者の團體が相結束して特權的に營業を獨占し市場を支配することは諸種の弊害があつたのであらう。而して此の時より座の名稱は（一）幕府から專賣を特許せられ、其の直接監督の下にある株座、秤座、朱座等（二）幕府直營の硬貨發行局たる金座、銀座、錢座等（三）幕府直營の專賣局たる銅座、鐐座等の三樣に限られたのである。

之より後江戸に於ては明曆三年に酒株の制が定められ、萬治二年に振賣商人と髮結とに鑑札を下付することゝなり、元祿五年に質屋に總代を置き、市中の質屋は總代から鑑札を貰つて營業することゝなつた。次で元祿十四年には古着屋にも、質屋と同じく總代から鑑札を交付する制度が設けられた、之れ等は警察的取締の必要から此種の組合卽ち所謂株仲間制度が先づ發生したのである。

第三章　株仲間の概要

先之寬文、貞享年間に江戸に十組問屋仲間と云ふものが出現した。之は廻船問屋及船主の橫暴を抑制し、或は海難を共同して適宜に處理せんとする、商取引方面の必要に基き生じたもので、元より非公認の所謂內分仲間であつたが、相當の成績が擧り、玆に同業相結び、同利相保護することの利益なることが如實に示された爲め、各種の商工業者間に組合仲間を結成せんとする機運を生ずるに至つたのである。加ふるに當時幕府に於ても從來執り來つた座、組合否認主義乃至默認主義を俄に變更し、組合の結成を勸誘する態度を採る

に至つた。

正德五年幕府は新貨幣弘布の手段として各種問屋仲間をして各自に組合を結ばしめ、享保年間には物價調節上の必要に依り組合を奬勵し、特に享保六年九月江戸大火後、先づ丸太、葭簀、笘、菰繩、莚等の賣買を業とする商人をして問屋、仲買、小賣の三者に分ち組合を作らしめた。而して同年十一月に至り一般の商工業者にも組合を組織せしめたのである。卽ち「諸商人、諸職人仲ヶ間を究め月行事を相定め候事」と組合結成を命令し又「先達而組合候者共の外新規商賣に取付候者有之候はゞ、其の段相屆帳面に付可申候、帳面にも付不申、組合へも入不申者有之候はゞ、仲ヶ間者共方より相改可申來候事」と加入强制の態度を明示し或は「先達而組合候商人職人ニ而人數限り候事ニ而無之間、新規に商賣に取付候者有之候はゞ相屆候上、勝手次第商賣可致候尤同職より存間敷事」と組合の門戸閉鎖を禁じ同業者加入の自由を認めて居る。

又暴利取締の爲め「火事以後直段二割三割之外、高利取申間敷儀ニ付、竹、丸太、葭簀繩、笘、莚、菰商賣人組合仲ヶ間規定、月行事相立、吟味可仕旨被仰付候に付、相場書毎月五日、十五日、二十五日三度宛差出可申候」と令して居る幕府は其の政策として商工業者に組合を設立せしめ之に依りて諸產業の統制及物價の調整を爲さんとした意圖が看取せらるゝのである。

以上の如く德川時代江戸に於ける組合は强制加入の制度であり又獨占的性質が强くなりあらゆる業者の株が認められるゝに至つた。

組合の目的及業務としても藥種問屋仲間の如く藥種の眞贋を檢査し且つ其の相場を一定することを任務とするもの、水油、魚油、繰綿、酒、炭、薪、木綿、醬油、鹽、米、味噌生蠟、下り蠟燭、紙十五品の夫れ〳〵の株仲間は生活必需品なる爲め、其の取引の始末を官に報告せしめ、臨機之が取締を爲し需給の調節を行ひ、米問屋仲間は米價の公定及米價調節に貢獻し其の他各組合仲間は競爭の排除、市場の支配、取引相手の警戒、融資の確保特權の主張、價格の公定、取引及運送上の協定、商慣習の尊重、使用人の取締、不正行爲の排擊等諸種の協同の事業を相當に行つたのである。

享保、寬政兩度に諸商人、諸職人に命じて作らしめた組合は六十三組に達するとのこと

であるが、之等の組合は十の聯合會、卽ち所謂十組の中に包攝せられ特異の發展を遂げた此の十組は文化十年に於て其の軒數千二百七十一、株數千九百九十五で、それが六十五組に分れてゐたと云はれる。

昔から商業の盛である大阪に於ても、江戸に劣らず株仲間は發展して居つた、先づ第一に公的權力に依り又は爲政者が其の政策として天下り的に設けしめたる株仲間或は何等かの功勞に對し、恩惠的反對給付的に許されだる株仲間等は免株と稱ばれる。卽ち警察取締の目的に出でたる質、古手、古金の株仲間や、對外貿易上の取締の爲め出來た糸割符仲間銅屋仲間があり、又商品の廻着を圓滑にし土地の繁榮を招來する爲めに堂島、天滿、雜喉場等の市場問屋株や、新開地の發達の爲めに風呂屋株、茶屋株等を設け或は桝目の不同不正を防止し粗惡品の混入を取締り、配給の統制、物價の調整の爲め糸問屋、綿買次問屋、綿屋仲間、油問屋等の株仲間を設けたる等は所謂御免株である。

又私に申合に依り結成されたる講、組、內仲間、內分組合、最寄等が、御免株の有利なることを見聞し、之を公認の株仲間に昇格せしめんことを冀望し、相踵いで各冥加銀（特許稅）上納を條件として出願するもの多く、當時恰かも幕府は財政窮乏の時でもあり、綻々之を許可することになつた。

之が所謂願株と云はるゝもので享保九年には江戸の十組問屋に對し諸問屋仲間の聯合會たる二十四組の江戸積問屋が出來て居つたと云ふのであるから、之に屬する組合は甚だ多數であつたと思はれる、又其の後も多數の株仲間が設定せられたのである。

其の他の都市に於ても概ね同樣であり、假令へば、幕府の直轄であつた堺に於ては、正德年間穀物、魚、薪、綿、干鰯等の株仲間が出來、京都町奉行の支配下にある大津では、明和年間以降米問屋、米仲買、馬、荷問屋、酒屋、百艘組、兩替屋、醬油屋、質屋、絞り油、石灰、薪問屋、薪仲買、古手屋、古道具屋、魚問屋、竹屋、干鰯屋、指物屋、家根屋桶屋、鍛冶屋、疊屋、左官、大工、船大工、木挽、挽物屋、へつい屋、綿打屋、糀屋、木履屋、京飛脚、鄕宿、豆腐屋等數十の株仲間があつたとの事であり、又各藩の城下に於ても宇治山田に米問屋仲間、酒造株仲間其の他があつたとの事であり、又各藩の城下に於ても營業の取締或は租稅增收等藩政の必要上又は當業者の申請に依つて各種商工業の株仲間が

設立せられ、種々の特權を有して、多年同業者の團體として存在して居つたのである。

講又は座として發生したる商工業者の團體は德川時代に入り株仲間と呼ばれて其の組織體系も大に整ひ全國の都市に普及した。

講又は座は主として社寺を中心としたのであるが株仲間は幕府又は諸藩の允許に依りて特權を得たのである。

幕府又は諸藩は株仲間を警察取締、對外貿易の統制、需給の投合、物價の調節、不正商行爲の妨止に關する政策に利用し又財政上其の收入增加の手段にも供せられた。

又株仲間の協定に依り商取引上色々の慣例が作られた。即ち取引に用ふる秤、桝、斗桶掛籠等を一定し、或は歩引、歩戻し率、入目、刎目の量を定め、或は市立、値組、建物、格付、手合等賣買取引の方法や符牒なども規定せられ、或は又商品の檢査を行ひ、或は帳簿、包裝、掛ケ賣期間、代金の取立等にも協定を行ひ商取引の圓滑と其の正確迅速を期すること等今日より見て推賞すべきものが少くない。

商品の運送上に就ても種々協定して需給の調節を行つた。假令ば大阪積問屋仲間が、積

、積初、積止り、積明き、積開、積控など云ふ出荷調整を行ひ供給量を加減したから江戸との取引は有利に且つ圓滑に出來た。

店員、雇人の年期、分家料、賞罰等も株仲買で略ぼ一定の申合があり、職工の雇入に就ては前雇主へ承合する定があり不正職工の排斥が出來た。

株仲間は獨占的特權を有する團體であり、之に加入せさせれば、其の營業を許されないのであるから、其の結束は極めて固く、規約協定は最も嚴重に遵守實行された。若し除名されれば全く致命的であるからである。而して對内的には相互相扶助し其の失敗者は之を救濟して居つた、又對外的には總べて連帶責任であつたから其の信用は極めて厚かつたのである。

株仲間は此の如く今日の協同組合の理想とするところと合致して居つたのであるが、次章に述ぶるが如く株仲間制度成立當初の門戸開放の方針はいつの間にか閉鎖方針となり、成るべく株員を少數とし巨利の獲得に努むることゝなつた。株も座と同じく世襲であつたが、株の賣買質入を爲すものが出來、新に加入するには株を買はねばならぬことゝなり非

協同組合的内容となつたのである。之れ等の事情は將來組合制度の上に大に研究すべきことであると思ふ。工業組合商業組合等も監督宜しきを得されば此の轍を踏まざることなきや敢て所感を附記して置く。

第四章　株仲間の停止及復活

然るに天保年代に入り株仲間は漸次其の方向を轉換し、專ら高き獨占的利潤を獲得せんことを第一義とするに至つた。即ち加入條件を益々重くして門戸閉鎖に努め、同業者の數を成るべく少くして積極的に營業を獨占せんことを期し、又擅に市場の供給と價格とを支配することに腐心し、其の甚だしきに至りては少數の獨占營業者が互に氣脈を通じて、世上に事變あれば直に値上げを斷行し、商品の少きとき之を買ひ占めて相場を吊り上げ、或は商船を海上に抑止して、積荷を陸上げせしめず、故らに市場を品薄ならしめて價格の高騰を策し、監察の役人には贈賄して看過を乞ふ等、あらゆる手段を弄して暴利を貪るに至つた。

斯る行動は株仲間の制度を極度に惡用せられたもので、株仲間の傳統的精神に反するは勿論、社會に害毒を及ぼすこと大なるものがあり、當時の識者は物價暴騰の原因は商人の組合的獨占に在るのだと論じて居る。

蓋し當時は德川幕府の爛熟時代で、泰平長夜の夢に耽り奢侈の風上下に漲り庶政弛緩し吏僚も腐敗し幕府の威令行れなかつたのであり、株仲間の制度が惡いのではなく其の運用が惡く又之れが監督が惡かつた爲めであると思ふ。

而して德川幕府に於ては、水野忠邦閣老となるや庶政の一大改革を斷行した、所謂天保度の改革である。

此の改革の目的とする處は幕府財政の建直しが主なるものであるが、其の改革すべき部門は殆んど幕政の全般に涉つて居る、殊に其の頃物價の高騰するは全く株仲間の如き組合獨占に基くものであると認め、天保十二年十二月十日江戸十組問屋に對し「問屋共不正之趣も相聞候」との理由の下に同株を停止し、次で「都而問屋、仲間、組合抔と唱候儀差止」との御觸書を一般に命達して諸國の株仲間を停止せしめたのであるが、江戸、大阪等幕府

直轄地では兎に角之を實行せられたが地域的には法令の徹底を缺き實施せられる處もあつたやうである。

併し江戸、大阪等に於ても表面的に株仲間を廢止し又問屋の名稱を用ひざるに止り實際は依然私に規約を申合せ從前通り組合を設けて居るもの少くなかつた。幕府は其の後も屢々禁令を發したけれども、永年封建的傳統と節度の內で育て擧げられた商人は、一朝にして之を改むる筈なく「組」又は「講」の名目で仲間的性質の結合が實際存續したのであつた。

幕府は株仲間を停止すると共に諸種の物價引下政策を行つたけれども、其の效果なく却つて騰貴を見ると云ふ皮肉なことになつた。

株仲間停止の結果は全く豫期に反し、却つて生産の萎縮、配給の混亂、物資の缺乏、金融の梗塞、市場の無秩序、市價の暴騰と云ふ惡條件のみを惹起したのであつた。

弘化二年二月水野忠邦罷免せられ、阿部正弘之に代り老中主座として政權を其の手に收めた。同年三月江戸町奉行に任ぜられた遠山景元は早くも同年十月株仲間復活に就き建議する處があつた。然るに翌三年正月江戸に大火あり次で七月洪水が起り、必然的に物價は騰貴し諸材料は缺乏し災後の救濟は問題となつたが、時の寄合筒井政憲も天災救助に關して問屋株再興の儀を上書し其の他株仲間の再興復活を唱ふるもの續出したので、幕府に於ても種々愼重に調査檢討を遂げ嘉永四年三月停止後七年を經て玆に再興を見るに至つたのである。

然れども此頃は黑船が浦賀に來航したり、列强が開國を迫る等對外事案が益々多難であるばかりでなく、內には尊王攘夷乃至討幕の運動が京都を中心に諸國に火の手を擧げ、又外樣の大藩は幕府を憚らざるに至り幕府の權威著しく薄らぎ從つて折角復活を許されたる株仲間も獨占的特權の力弱く、又株仲間自體の結束、統制も昔日の俤を失ひ漸くにして其の形を整ふるに過ぎなかつた。此の間に德川政府は政權を奉還して玆に王政復古の御一新となつたのである。

第五章　明治維新後の株仲間

明治元年四月「今般御一新之折柄に付諸株之儀其品に寄御糺も可有之筈に候得共先舊來之通被建置候、乍併不正之商買致し或は不筋之利潤を占候類之儀無之樣精々可相心得候事」との布達が發せられ、次で同年八月從來の株仲間を報告させ又株仲間なき業態には其の設立を勸奬した。

明治元年四月政府は、商法司を京都に置き東京、大阪に其の支署を設け又其の下に商法會議所なるものを置いた。商法司及商法會議所は國內商業を管理し、商家の連絡を保ち、之に資金を貸與し、收稅の事を管掌するものであり、株仲間に關する事務も之に於て取扱つたのである。而して同年五月「商法大意」なる法令を公布し、株仲間に關する取扱方針を明にしたのである。

商法大意

今般商法會議所御取建に付而は、諸問屋株之向は勿論、總而賣買手廣にさせられ候條可心得事

一　賣直段取締仲ケ間定法と唱候類、取調之上御聞屆可相成候得共職業出精、定法より下値に賣買致候儀は可爲勝手事

一　諸商賣に付其品爲引當元手金拜借被仰付候、尤限月利息相定候事、但商賣元手に相用候外猥りに雜費等に遣込候儀は被禁候、萬一心得違於有之者其役々より急度取調候事

一　諸株仲ケ間の內より二人宛人撰致、肝煎と唱名前指出可申事、尤模樣により是より被仰付候儀も可有之事

一　諸株仲ケ間取調之上、人數增減勝手可爲事

一　是迄仕來候冥加金上納等之儀は御廢しに相成、取調之上稅法御定可被仰出候事

而して商法大意に依れば株仲間の性質は一變し從前の獨占的特權は殆んど之を失ひ、單なる同業者の組合的結合に過ぎないものになつたのである。

明治二年三月商法司は廢止せられ、從て商法會議所も無くなり、勸商の行政事務は擧げて府縣の管掌する處となつた。

府縣に於ては大體商法司及商法會議所の方針を踏襲し、株仲間に鑑札を交附したり、新に營業を開始する者には加入を強制したり、其の他株仲間に對し種々指導助成して來たのであるが、維新以來盛に歐米文化を輸入し又海外の制度や組織が研究模倣せらるゝことゝなり、殊に自由主義思想は澎湃として勃興した。各府縣に於ても、追々株仲間の制度を解

放し、自由營業を認むることゝなつた。

一方各地に商社なるものが起り遂に長き傳統を有する株仲間は玆に全く終焉を告ぐるに至つたのである。

第六章　同業組合の發生

然るに株仲間解放の直後、商法不羈に流れ取引紊亂の傾向があつた。蓋し不十分ながらも株仲間が多年商工業の取引上に規律を與へ統制を保つて來たからである。

そこで商工業者間には暗々裡に舊來の制度を墨守して來たものもあつたが、又新なる形式の下に同業者の組合を組織するものも續々出來て來た。明治五年十月大阪の藍問屋が永續組なる同業者組合を結成して府に届出でたるが如き其の一例である。

其の頃より組合設置の氣運は勃興し年と共に增進し、私的組合を組織するもの續出したのであるが、尙其の組織を鞏固ならしむる爲め、官廳の公認を要望するもの益々多く、明治十四年の頃には府縣に於ては組合取締規則を設くるものも相當にあつた。斯く府縣に依り其の取扱を異にし、其の間に於ける寬嚴厚薄の差は延て制度の劃一を缺き、又組合內容が之の目的を貫徹するには不充分であり、此の儘放任するに於ては組合員の利益を增進することが出來ぬのみならず、加入金或は仲間振舞など唱へ、謂れなく許多の負擔を組合に爲さしむる等、種々の弊害を生ずるに至つた。殊に外國貿易は年を逐ふて隆盛に趨き、益々當業者の協同一致を必要とする時期に際會した。政府に於ては玆に一般的の法令を制定し全國の組合を一律ならしむることが當面の急務となり、農商務省は明治十七年十一月二十九日達第三十七號を以て同業組合準則を定め府縣に命令したのである。其の趣旨は、「同業者組合を結び規約を定め、營業上の福利を增進し、濫惡を矯正するを圖る者不拘候處、往々其の目的を達すること能はざる趣に付、今般同業組合準則相定候條向後組合を設け、規約を作り認可を請ふ者あるときは、此の準則に基き可取扱此旨相達候事、但し認可の都度當省に届出づべし」と其の達にある通りである。

之が我が國に於ける同業組合法規の成文となつた始めである。此の同業組合準則に基き各府縣は更に夫々同業組合準則を制定して其の管內に發布したのである。前に述べたるが

如く此の準則の發布せらるゝ以前、卽ち明治五六年以來既に各地に於て類似の組合が多數あつたが、此の準則の發布と同時に、勢を得て同業組合を設置するもの續出した。明治十九年十一月末現在の調査に依れば、商業組合六百二十八、工業組合四百四、商工業組合五百四十七、合計千五百七十九組合が出來たのである。

第七章　同業組合準則

前節に於て述べたるが如く同業組合準則の發布後、組合の設置に狂奔するの狀況を呈し苟くも同業者であれば、其の內容の如何を問はず、組合を設置せしめんとする流行を馴致した。

此の如き組合の濫設は、準則發布の趣旨に反し、之が爲め却つて煩累を生じ種々の弊害をも生ずべき虞あるに至つたから、明治十八年八月農商務省第三十五號を以て「同業組合準則は、專ら重要物產の改良增殖に關する、農商工業者の組織に限り適用すべき儀と心得べし」との旨を各府縣に示達し、次で又翌十九年に至り、府縣に對しに組合規約に關する詳細なる注意書を頒布した、之に依つて組合は漸く整理の緒に就いたのである。

左に同業組合準則の全文を掲げ、更に之を概說しよう。

同業組合準則

明治十七年十一月二十九日
農商務省達第三七號

第一條　農工商ノ業ニ從事スル者ニシテ同業者或ハ其ノ營業上ノ利害ヲ共ニスル者組合ヲ設ケントスルトキハ適宜ニ地區ヲ定メ其ノ地區內同業者四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ規約ヲ作リ管轄廳ノ認可ヲ請フ可シ

第二條　同業組合ハ同盟中營業上ノ弊害ヲ矯メ其ノ利益ヲ圖ルヲ以テ目的ト爲ス可シ

第三條　同業組合ノ規約ニ掲グベキ事項ハ左ノ如シ

第一項　組合ヲ組織スル業名及組合ノ名稱

第二項　組合ノ地區及事務所ノ位置

第三項　目的及方法

第四項　役員ノ選擧法及權限

第五項　會議ニ關スル規程

第七章　同業組合準則

第六項　加入者及退去者ニ關スル規程
第七項　費用ノ徴收及賦課法
第八項　違約者處分ノ方法
右ノ外組合ニ於テ必要トナス事項

第四條（三十年省令第六號ヲ以テ削除）

第五條　同業組合ハ同業組合ノ資格ヲ以テ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第六條　同業組合ハ總テ其ノ事蹟及費用決算表ヲ毎年管轄廳ニ報告ス可シ

第七條　規約ヲ改正スルトキハ更ニ認可ヲ請フ可シ

第八條　分立又ハ合併スルトキハ更ニ規約ヲ作リ認可ヲ請フ可シ

第九條　同業組合ニ於テ聯合會ヲ設ケ其ノ規約ヲ作ルトキハ管轄廳ノ認可ヲ請フ可シ

但其ノ聯合二府縣以上ニ涉ルトキハ開會地管轄廳ヲ經由シテ農商務省ノ認可ヲ請フ可シ

同業組合準則は右の如く極めて簡單なる法規である。卽ち第一條に於て（一）同業組合は農工商の業に從事するもので、同業者或は其の營業上の利害を共にする者に依つて組織さるべきこと。（二）適宜に地區を定むること。（三）地區內同業者四分の三以上の同意を以て規約を作ること。（四）管轄廳の認可を受くべきことを規定し、第二條は同業組合の目的を組合員（同盟中）の營業上の弊害を矯め、其の利益を圖るに在ることを定め、第五條に於て同業組合として營利事業を爲すを得ざる旨を明にしてある。第九條は同業組合聯合會設立の規定であり、第三條、第七條、第八條は規約に定むべき要件、規約の改正、分立又は合併等の手續規定である。

同業組合準則に依る同業組合（現今準則組合と稱して居る）は法人でなくして、民法上の組合の性質を有するものである。唯だ民法の組合と異る點は、民法の組合は地方長官の認可を受けなくても成立するけれども、此の準則に依る同業組合は地方長官の認可を受けなければ成立しないことである。又準則に規定のない事項に就ては民法の組合に關する規定を準用すればよいのである。

元來組合準則は第四條に於て同業者四分ノ三の同意により同業組合が出來た場合に於ては他の四分の一の同業者に對し、其の組合に加盟すべき義務を負はしめて居たのであるが

其の加盟を拒む者に對して制裁を加ふる方法を設けてないから、同業者にして之に加盟しない者のある場合に於て其の處置の方法に苦しみ、又組合に加盟しても組合の業務を妨害する者に對しては、規約に依り處分するの外なく、規約に依る處分に服しない場合は、裁判所に訴へて其の制裁を仰がねばならぬ。其の手續は煩雜で組合當事者の嫌惡する處であり、又組合經費の不納などに對しても同樣であり、若し組合員を除名處分するも、何等苦痛を感ぜざる等諸種の事情は、組合業務遂行上困難を感ぜざるを得なかつた。

玆に於て同業者間には今一段嚴格なる法令を布き、其の效果の全からんことを希望する者あり、又府縣に於ても同樣の意見あり大阪府其の他の府縣の中には、農商務省に稟議の上同業組合取締法規を設け、一定地域に於て法規に定めらるゝ農工商の業に從事する者に對しては同業組合準則に基き、組合を組織せしめ、其の規定に違背する者は明治二十三年勅令第二百八號（省令府縣令等の罰則に關する件）の範圍內に於て罰則を附し、或は違警罪中に組合未加入者を所罰する條項を加へて之が勵行を期せんとするに至つたのである。之等の法規は從前に比し一層大なる制裁力を有し、組合の事業執行・經費の徵收等に頗る好成績を現はしたので、各地の組合は、其の地の物產を取締法規中に加へられんことを要望し、地方長官に於ても、其の物產の性質と產額とを審案して、之に決定を與へたのである。

我が國の同業組合の結成は斯くの如くして出來たのである。次に述ぶる重要輸出品同業組合法、それが改められたる現行重要物產同業組合法、更に又新しき同業組合である工業組合法、商業組合法、貿易組合法の實施せられて居る今日に於ても、此の半世紀以前である明治十七年公布の同業組合準則は依然生きて居り、其の法令に依つて認可せられたる同業組合（現在準則組合と稱せらる）は、現に各府縣に存在し、其の數三千以上である。此の點に關しては後章に論ぜんとするものである。

此の準則組合が華かなりし頃の組合數は其の統計を有せざるも、大正六年頃に於て、準則組合を設置せる營業の種類を擧げて見れば大略次の如きものである。

履物職　蒟蒻製造　味噌製造
木挽職　石工左官職

鬘職	蠣灰石灰製造	桶樽製造
諸車製造	彫刻	織物
蠟燭製造	仕入形付職	低苴入地紙製造卸商
煙管職	靴業	疊工商
鏡製造	元結製造	團扇製造
染物業	形紙製造	瓦業
建築業	傘製造	指物工業
帽子製造	鐵工業	機械製作
櫛製造	造花工業	鼻緒引通機
造船業	洋傘柄工業	燒麩業
石鹼入製造業	襯衣製造	翫具製造業
製紙業	撚絲製造	紙箱製造
髷形業	精米業	醬油釀造業

博物標本業	打綿業	電氣業
寫眞業	釀酒業	額面木地織業
大工職	洋傘骨製造	小間物工業
染革業	自働車營業	屑物商
材木商	薪炭業	硝子業
庭石業	運送業	金版箔押業
樂器商	空箱	筆墨商
米穀商	砥石	纈紋業
建具商	佛畫工	鐫物工
度量衡器業	竹器製造業	糊製造
印刷業	足袋業	魚商
青物商	家具商	化粧品商
木綿艶張業	製油業	造酢業

煉瓦製造業　製綿業　粉商
和服商工　國旗商　塗料
木型工業　麵類業　洋服業
刺繡業　苧麻業　鳶職
牛馬豚商　製紙原料　物產問屋業
植木職　雇傭周旋業　皮革商
蘭業　水車業　凍豆腐製造
陶磁器業　漆器業　燒寸柚木職職
屏風製造　疊表、莫蓙、莚、叺製造　石材業
竹商　菓子製造業　磨土製造業
鳥獸肉類商　輪業　砂糖商
萬石、簾製造　パテン加工業　製氷
肥料商　金屬工業　麴製造業

菓子盛業　窯業　請負業
提灯業　清涼飲料　厚司業
經木業　紡績業　自轉車業
合羽製造業　浴場營業　道具商
藥品業　職工組合　洗濯業
蔓細工業　時計商工　藁細具業
瑪瑙業　昆布業　幕商
豆腐製造　表具師　料理業
長筵製造　機具製造　清涼簾製造
蒲鉾製造　稻扱製造　水晶細工
澤庵漬　ビータ業　水引業
屋根職　錫器製造　荷造業
運送勞力請負　鐵葉業　市場業

海陸物產仲立業　籾摺臼製造業　柾業
土商　海草問屋業　荒物問屋
藍商　鷄卵問屋　截落紙商
西洋小間物商　鹽乾魚鰹節問屋　筏師
護謨印商　繪具染料業　罫線工業
鹽商　燒甘藷　鼈甲問屋
酒類仲買　汽船回漕　食料品鑵詰商
鞄商　棕梱皮繩問屋　嚢物業
夜具蒲團商　鼻緒商　鹿朶問屋
牛乳販賣業　硝子瓶商　五十集營業
乾物問屋　糸商　針問屋
籐表業　コロツク商　香料商
瓦斯器　竈製造販賣　眼鏡業

旅人宿　燐寸問屋　寫眞材料商
葬祭具營業　鑛泉商　鹿子繩商
煙草商　半襟商　園藝業
法衣業　筍荷主組合　金糸商
種苗商　荷受問屋　船具商
諸國物產委托問屋　川船業　絽絲業
毛筆製造　海員下宿業　四十物問屋
葉烟草耕作　蠶業　造船業
鍍業　飴製造業　養豚業
甘藷商　蠶種商　鳥獵組合
大根切干業　古衣商　仕立物商
汽車積業　紫雲英種子改良　理髮業
書籍商　古物商　石粉商

緒　　業

右の如く其の種類實に雜多であり、又如何なる營業か一寸解らぬやうなものもあり、やきいもの同業組合まであるのである。而して右に依り大正六年以前の我が國の商工業が如何に小規模のものが多かつたかゞ窺はれ、又此の組合中には既述せる株仲間より移行したことを想像せられ、古き昔の組合制度が、坐ろに想起せらるゝものがある。

第八章　同業組合法の制定

各地方に於て漸次組合制度の發達を見るに至つたけれども、一地方に於て重要なる海外輸出品に粗製濫造のもの其の跡を絶たず、斯くては我が國の貿易全般の上に其の聲價を失墜する虞あるを以て、全國同業者の鞏固なる團體を設くるの必要ありと認め、政府は重要輸出品同業組合法を制定し、明治三十年四月法律第四十七號を以て之を公布したのである重要輸出品の製造業者は此の法律に依り同業組合を設置することゝなり、大に其の面目を改めたのであるが、其の他の商工業者は依然準則の下に同業組合を組織し居り、當時は既に一般の法律知識も進歩し居り簡單なる同組合準則の規定のみでは甚だ物足らぬ感が深かつたのであらう。そこで衆議院では重要輸出品のみでなく、之を重要工産品にまで推し擴げるべく、重要物産同業組合法を提出兩院を通過し、政府も亦之に同意したので、明治三十三年法律第三十三號を以て重要物産同業組合法の制定公布を見たのである、大正五年に一部改正はあつたが、之れが現行の重要物産同業組合である。本法の內容は本書第三編各章に於て詳說するのであるが、玆に一言すべきは本法施行せられても、同業組合準則が其の儘存置されて居ることである。明治三十年五月農商務省令第六號を以て、同業組合準則第四條を削除せられたが、其の當時「本準則に依り現に組合の成立し居るもの一千有餘に上り、今之を全廢するも啻に紛雜を來すのみならず、實際之に依り幾許か效益を收むるものであるから、唯だ其の第四條は四分の三の同意を以て、四分の一の不同意者を强制するものにして、同業組合法發布の今日に在りては不都合に付、同條削除の上暫く存置し然る可し」の理由である。又同年六月訓令第十五號を以て、同業組合準則は、重要物産の改良蕃殖に關する農商工業の組合に限り適用すとの、明治十八年達第三十五號を廢止したの

である。此の如くにして當時暫く存置すと決定せられたのが、三十餘年を經過する今日も尙ほ存置して居る。三十年の歲月は悠久なる宇宙に於ては、暫くであるかも知れぬが何とか處理の方法なかりしものか、當時の事情を知らざる或る當路者が、重要物産は同業組合法に依り、非重要物産は同業組合準則に依るのであると、眞面目に說明して居つたのを聞いて、著者は苦笑したことがある。

重要物産同業組合法施行規則第一條に同業組合に非らざるものは、其の名稱中に同業組合なる文字を用ふることを得ざる規定がある。同業組合準則に基いて組織せられた組合は同業組合であるのに、同業組合の名稱を使用し得ないのは甚だ奇怪なことである。何故に準則組合なる通稱が生れたのか吾人は其の判斷に苦しむものである。

第三編　同業組合の檢討

第一章　同業組合の目的

我が國の產業は比較的小規模のものが多い。大資本を要する大規模の產業は其の生產、製造又は販賣に統制が保たれ、事業の全般が合理的に經營せられ、從つて商品の價値を高め市場に信用を有することゝなるが、之に反し、小資本の小規模なる產業は經營上に幾多の無理や無駄があり、製品が不揃となり、粗製濫造の弊に陷り易く、殊に群小多數の產業者は目前の小利を獲得することに狂奔して、永遠の利益を確保することを顧みる暇がない假令ば甲が苦辛慘憺緖に其の販路を開拓し漸く好況に向はんとするや、他の同業者たる乙は甲よりも低き價格を以て其の販路を奪はんとし丙丁等相踵ひで同樣の運動に出で同一市場に於て同業者相排擠して不正の競爭を爲し或はAが折角考案したる或る商品の賣行良好

なるやBCは外觀の類似せる劣惡品を安價に賣出して之に代らんとし其の他此の種の弊害は頗る多く、價格は益々下落し收支相償はざるに至り、必然的に粗製濫造の止むなきに至るのである、爲めに其の製品の聲價を失墜し遂に顧客を失ふの悲況を見るのである。故に當業者が協同一致して營業上の弊害を矯正することは最も必要であり、之に依つて其の利益を增進することゝなるのである。同業組合は之を目的とするもので法第二條の規定が則ちそれである。約言すれば同業組合の目的は商品の粗製濫造及不信の行爲、其の他の弊害を組合員全員が共同の力に依り、防止し其の利益を增進せんとするに在るのである。

第二條　同業組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ利益ヲ增進スルヲ以テ目的トス

第二章　同業組合の性質

同業組合が法人であることは法第六條の規定する所である。法人とは法律上自然人と同じく人格を有し權利義務の主體たり得るものである。而して同業組合は私法人なるか公法人なるかに就ては從來議論のあつたところである。公法人私法人の區別標準としては、

（一）個人に對し其の團體に加入を强制し得るものが公法人なりとする强制團體說（二）其の構成員に對し權力を行使し得るものが公法人なりとする權力團體說（三）其の存立目的が國家的公共事務に在りとする行政機關說等が行はれ殊に（三）の行政機關說は法人を本質的な方面より區別せんとするもので最も有力なる通說とされて居つた。卽ち「公法人は公法の定むる法律要件に因りて生じ、公の事務を行ふ機關たる法人にして。私法人は私法の定むる法律要件に因りて生じ、私人の事務を行ふ法人なり」と定義されて居つた。

近時我が國の產業組織が自由主義を改め統制が强化さるゝに至り、法人の設立加入或は內部組織が、强制的、權力的な規定が設けらるゝことゝなり、公私法人の區別が益々困難となつたのである。

我が同業組合に對しては大審院及主務省は私法人說を採用し、一般學者は公法人說に傾いて居る。

公法人なりと主張する要點は（一）同業組合は營業上の弊害矯正を主眼とするもので、卽ち國家の職司を遂行するものに外ならぬ（二）同業組合は特別の場合を除き、地區內三

分の二以上の同意を以て設立せられ、他の三分の一の業者は强制的に加入せしめられる。

(三) 官廳が必要と認むるときは、同業組合の設立を命じ又解散を命ずることが出來る。

(四) 組合が其の事業を行はない場合は、官廳が其の役員又は檢査員の選任若くは解職を爲し、又定款の變更を命ずる等の職權を有するのであるから、同業組合は公法人であると云ふのである。

私法人說の根據は (一) 國家以外の法人が公法人なりや私法人なりやを區別するには、國家が之を國家機關の一部と爲して居るや否やにあるが、同業組合は加入に同意しない同業者に加入の義務を負はしめ、又組合設立を命ずることを得る點は、國家は同業組合を以て其の機關と爲すが如く見ゆるけれども、國家は往々公益上の必要より私法的行爲を强制することがある、故に此の點のみを以て同業組合を國家の機關であると云へない。(二) 組合の設立又は解散に付官廳の認可を要し、尙組合は當該官吏の臨檢質問に應ずる義務を負ひ、官廳が監督上の處分として組合の解散、決議の取消、役員檢査員の選任、解任又は解職等を命ずることがあるが、此の點は營利法人たる取引所に於ても亦之を見る處で、同業組合は國家機關であるとする根據とはならぬ。(三) 組合の目的とする事業は公共的性質を有して居るけれども目的の性質上から組合を以て國家機關であると論ずることの出來ないのは、民法の公益法人にも斯樣な事業を目的とするものがあるのを見ても明である。(四) 水利組合や商工會議所に在りては、經費及過怠金の滯納處分に付て、特に國稅滯納處分法に依ることを規定してあるけれども、同業組合には之を認めないのは、同業組合の立法者は之を公法人と認めないことを知ることが出來ると論じて居る。今玆に同業組合が公法人なるや私法人なりやを論ずるは本書の目的ではないが、公法人的色彩が濃厚であることは本法の各所に現れて居ると思ふ。

法第六條　同業組合及同業組合聯合會ハ法人トス

同業組合及同業組合聯合會ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第三章　同業組合の事業

同業組合の目的は、既に述べたる如く營業上の弊害を矯正し、其の利益を增進するにあ

る。此の目的を達成する爲め種々の事業を行はねばならぬ。勿論組合員の業態に依つて其の事業も夫れ〳〵異るのであるが、大體に於て（一）弊害の矯正及豫防に關する事業と、（二）營業の助長及統制に關する事業に分れる。弊害の矯正に關する事業は同業組合の主たる事業であるが、弊害を矯正するには弊害を事前に豫防する事業を行ひ、尙進んで弊害の生ずる原因を究め產業の助長及統制の事業を行はねばならぬ。左に主なる事業を掲ぐれば、

（一）弊害の矯正及豫防に關する事業

イ、檢　査

我が國の工業は家內工業が多く又工場に在りても小規模のものが多いから、其の生產品は形體及品質が不統一であり、呼び値の安き事を競爭するから自然粗製濫造に流るゝことが多い。粗製濫造は我が國工業上の最も甚だしき弊害であり、爲めに商品の聲價を傷け、信用を害し販路を失ふに至るものであり、特に海外輸出品に在りては、其の影響する處甚大であるから政府に於ても明治初年以來之が矯正に苦心したところである。同業組合も主たる目的は粗製濫造防止に在るのである。檢査に關しては定款に其の方法及檢査標準を詳細且具體的に規定すべきことになつて居る。

今通常行はるゝ檢査の方法を略記せんに、檢査には

強制檢査

任意檢査

の二種がある。組合員の製品全部を悉く檢査する處の強制檢査が檢査事業の本旨であり、斯くすれば粗製濫造品は跡を絕つことになるが、其の商品に依りては檢査濟品が高く賣れ檢査の濟まない品が賣れなかつたり又は安くなるものがある、此の種のものは組合員の請求に依つて檢査を行ふのである、之が任意檢査である。

又檢査を行ふに當り

全部檢査

抜取檢査

の別があり

集合檢査

現場檢査

にも區分せられる。全部檢査は讀んで字の如く製品の全部悉くを檢査するのであるが、抜檢査は其の數頗る多く又小物などの場合に行ふので、一箱の中から何點とか一俵の中から幾千とか、隨意に商品の各部分より必要數量を抜き取り、之を檢査して全部檢査したものと認むるのである。集合檢査は檢査場其の他一定の場所に、組合員の製品を持ち來らしめて檢査するもので、現場檢査は工場、店舗、倉庫等製品の在所に檢査員が出張して檢査するものである。之れ等は何れも組合の定款又は檢査規程の定むる處に依つて行ふのである尙檢査の徹底を期するには、商品の包裝は勿論、其の原材料の檢査を行ふことも必要であり、工場の設備及製造工程に就ても檢査することも必要であるが、之れ等も定款又は檢査規程に定め置くべきである。

而して檢査の結果は、定款の規定により、合格、不合格に分つもの又は合格を一等、二等、三等、等外など等級に分つものもある。何れとするも合格品には合格又は等級の證標を附し檢査濟なることを明にせねばならぬ。此の合格、不合格又は等級は定款に其の標準を規定して置くことを要する。

不合格品には不合格の證標を附し或は其の全部又は一部を沒收し商品として市場に出ぬやうにすることが必要である。

ロ、商品規格の統一

我が國の商品は甚だ複雜であつて統一を缺いて居る。商品單純化は最も重大なる改良事案である。形狀やサイズ等の規格を定むるに於ては大量產製が出來、工費も低廉となり、粗製濫造も無くなり、取引及取扱も簡便となり、需に消費者を益するのみならず、工業者の利潤も從つて增加するのであるから、同業組合の事業としては重要なるものゝ一である

ハ、取引の改善

我が國の商取引は之れ亦相當複雜である、同一商業に於ても其の取引單位、相場建、標準商品、受渡場所、包裝、賣掛期間、其の他區々である、同業組合の事業として、之を改善し一定の規律慣例を定めて取引の圓滑正確を期することは最も必要である。又不正商人

との取引の停止なども亦一事業である。

ニ、使用人取締

店員、職工其の他使用人の爭奪は、同業者間紛擾を生ずる原因であるから、之を取締る必要がある、此の他にも使用人の福祉增進上多々事業があるが之を省略する。

(二)　營業の助長及統制に關する事業

同業組合の本旨は弊害の矯正と云ふ消極的事業があるけれども、弊害の因つて生ずる根元を除き、又弊害を未前に防止する事業を行ふことは當然である。又組合の危險負擔とならず且營利を目的とせざる限り積極的事業を行ふことは何等法の禁せざる處で敢て差支ない。此の種に屬する事業を擧げて見れば、

a、職工、徒弟の保護奬勵其の他福利事業

、試驗場、模範工場の設置

c、傳習所、講習會、講話會の開設

d、博覽會、共進會の開設

、組合員、使用人の表彰

f、營業上の調査、研究、視察

g、會報の發行

其の他原材料、包裝材料の指定、其の購買の斡旋又は商品販賣の斡旋、見本品の配布、市場の開設、共同炊事、運送店、加工場等の指定等多々あるのである。

尙ほ同業組合は其の事務に付、行政廳に建議することも出來、又行政廳の諮問あれば、之に答申せねばならぬ。(法第十二條)而して同業組合は一ケ年を以て事業年度とする(施第三十二條)のであるから、各事業は一年づゝに取纏めて行くやうにするがよい。

以上を以て同業組合の事業の大略を述べたのである。

法第十條　同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ檢查規定ヲ設ケ組合員ノ營業品ヲ檢查スルコトヲ得　同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ違約者ニ對シ過怠金ヲ徵シ違約物品ヲ沒收スルコトヲ得

法第十二條　同業組合及同業組合聯合會ハ其ノ事務ニ關シ行政廳ニ建議スルコトヲ得又其ノ諮問アル

トキハ答申スヘシ

施第三十二條　組合ノ事業年度ハ一年トス

第四章　同業組合の設置

同業組合を設置し得る者は、重要物産の生産者、製造業者、販賣業者及之れ等と密接の關係を有する營業者である。重要物産に就ての説明を後に讓る。而して重要物産の生産業者のみにても又生産業者と販賣業者と、若くは密接の關係營業者と共にでも一つの組合を設置し得るのであるが、唯だ密接の關係者のみ相集りて組合を設置し得るやと云ふに、同業組合の目的たる粗製濫造を矯正し云々の本旨から見て出來ない、假令ば重要物産の運送業者は重要物産に密接の關係があるが、生産者でも製造業者でも又販賣業者でもないから運送業者のみでは同業組合を設置し得ないと云ふことになつて居る。

重要物産及之に密接の關係を有する營業の種類は、主務大臣の認定に依ることになつて居る。

法第一條　重要物産ノ生産、製造又ハ販賣ニ關スル營業ヲ爲ス者ハ同業者又ハ密接ノ關係ヲ有スル營業者相集リテ本法ニ依リ同業組合ヲ設置スルコトヲ得

重要物産及密接ノ關係ヲ有スル營業ノ種類ハ農商務大臣ノ認定ニ依ル

從來主務大臣が重要物産であると認定し、組合の設置を認可したものは、如何なる物産であるか、最近の重要物産同業組合一覽から拾つて見ると大略左の如きものである。

織物	米	雜穀	
木材		醬油	
味噌		溜紙	
紙製品		肥料	
陶磁器	金屬製品及同加工品	漆器	藥品
蔺莚疊表		莫蓙	
石炭	コークス		
荒物及藥工品	和洋酒罐詰	澱粉	
片栗粉土		煉瓦瓦	
管			
白土石灰花莚	清凉飲料水玩具		
小間物化粧品	牛乳凍豆腐	印刷物	

屏風建具洋服人蔘
蒲團蚊帳莫大小タオル貝釦
薄荷海産物製紙原料麥稈
經木麻眞田麵類木竹製品
蠟製粉足袋度量衡器
燐寸硝子及同製品麻團子
扇子寫眞菓子食料蒟蒻
整經撚糸燐寸小函軸木石鹼製本
帽子石材皮革皮革製品
刷子刷毛糸物靴
鳥獸肉類鞄果實蔬菜柳行李
大根切干干瓢編物組物
搾蠶糸內國物産委託問屋教育品籾摺臼

セルロイド花莚捺染藺草漆
眼鏡文具飼料鼻緒
時計箔簞笥鷄卵
稚茸菅笠骨角加工藍
嚢物煙草具繃帶材料品澤庵提灯
酢製墨董香シヤツ
醫科器械履物雜貨蠶糸
柑橘煙草甘藷叺
葡萄山椒馬鈴薯稻種
生姜糸爪落花生鹽叺
苹果俵種子製鹽
乾海苔木竹苗木木醋酸

右の如く多種多樣である、然らば之れ等の營業種類に屬するものは總べて組合を設置し

得るやと云ふに然うではない、主務省の取扱方針は、組合を設置せんとする地區内に於て一箇年間の生産額又は販賣額が少くとも十萬圓以上でなくてはならぬ内規である。若し二種以上の同業者で一組合を設置せんとする場合は、各々其の種類毎に十萬圓以上でなくてならぬことになつて居る。（法第三條）

尤も法第十條ノ四に依り指定されたる左記重要輸出品は此の限りでない。

法第三條　同業組合ヲ設置セムトスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區内ノ同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ二種以上ノ營業者相集リ組合ヲ設置セシムルトキハ各種營業毎ニ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

生絲　絹屑物　羽二重、薄絹及經絹　琥珀及甲斐絹
縮緬　繻子　白綿　廣幅綿布
綿縮　浴布　帶子　絹製品
刺繡絲拔又ハ絓リタル布帛製品　メリヤス製品　眞田
花莚　燐寸　木蠟　賣藥
帽子　貝鈕釦　陶磁器　硝子製品
金屬製品　楢材　箱板　傘柄
竹製品　漆器　時計　洋傘
玩具　紙　ブラツシユ　石鹼
椎茸　柑橘　苹果　豌豆
落花生豆　薄荷　魚介罐詰　昆布
鯣　貝柱　寒天　菜豆
澱粉　除蟲菊及殺蟲粉　百白根（大正六年三月六日告示第四十八號追加）
鉛筆　カタン絲（大正七年七月十五日告示第二百四十號追加）
「セルロイド」製品（大正七年十月十六日告示第三百三十三號追加）

法第十條ノ四　農商務大臣ハ重要輸出品ニ關スル同業組合又ハ同業組合聯合會ノ申請アルトキ又ハ必要ト認ムルトキハ其ノ役員又ハ檢査員ノ選任又ハ解任ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ選任セラレタル役員ノ解任ハ農商務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

重要輸出品ノ種類ハ農商務大臣之ヲ指定ス

又密接の關係を有する營業者は何であるかは、之れ亦主務大臣の認定に依るので、前に例に引いた重要物産の運送業者の如きものである。

組合の地區は一郡市以上一府縣以下の區域に於て定むるを原則とするが、特別の事情ある場合は、一町村にても、又二府縣以上でも差支ない。（施第二條）又組合を組織するには五人以上の同業者がなくては出來ない。（施第三條）

第二條　組合ノ地區ハ一郡市以上一府縣以下ノ區域ニ依リ之ヲ定ムヘシ但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

組合設置の手續に就き其の大要を述べんに

發起認可申請書　先づ第一に五名以上の營業者が發起人となり、組合の地區を定め、其の管轄の地方長官に發起認可の申請を爲すのである。（施第三條）地區が二府縣以上であるときは、主たる事務所を置かんとする地の、地方長官に對して爲すのである（施第四十七條）

此の認可申請書には（一）組合員たるべき者の營業の種類（二）組合の地區（三）組合の目的及業務の概目（四）組合設置の事由（五）組合員たるべき者の數（營業の種類二種以上なるときは、其の營業の種類毎に區別すること）（六）組合の創立費及收支豫算を添附することを要するのである。（施第三條）

施第三條　組合ヲ設置セムトスルトキハ五名以上ノ營業者發起人ト爲リ組合地區ヲ管轄スル地方長官ニ發起ノ認可ヲ申請スヘシ

前項ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

一　組合員タルヘキ者ノ營業ノ種類

二　組合ノ地區

三　組合ノ目的及業務ノ概目

四　組合設置ノ事由

五　組合員タルヘキ者ノ數但シ組合員タルヘキ者ノ營業ノ種類二種類以上ナルトキハ其ノ營業ノ種類毎ニ之ヲ區別スヘシ

六　組合ノ創立費及收支ノ概算

施第四十七條　本則中地方長官トアルハ主タル事務所所在地ノ地方長官トス

第四章　同業組合の設置

發起認可申請書を受けたる地方長官は、法第十條ノ四に依る重要輸出品のみに關するもの及蠶絲業の組合は、地方長官に於て審査の上認可を與へるのであるが、其の他は左記の如き詳細なる調査書を添へて、主務省と打合せたる上にて、認否を決するのである。

一、組合ノ豫定地區

二、組合員タルヘキ者ノ營業ノ種類

三、同業者ノ員數但シ營業毎ニ區別スルコト

四、豫定地區內ニ於ケル毎年ノ生產、製造又ハ販賣ノ數量價額

　額竝主ナル販路及其ノ各地へ仕向ケタル數量價額

五、豫定地區內ニ於ケル物產ノ地方經濟上重要ノ程度

六、組合ノ設置ヲ必要トスル理由現ニ營業上ノ弊害アルモノニ在リテハ其ノ事實及之ヲ矯正スヘキ方法

七、業務ノ概目

八、營業品ノ檢査ヲ行ハムトスルモノニ在リテハ其ノ檢査ノ方法、檢査員ノ數及之ニ要スル費用ノ概算

九、創立費及經費ノ概算竝收入ノ財源

十、發起人タルヘキ者ノ員數、營業ノ種類及其ノ主ナル者ノ同業者間ニ於ケル地位、經歷竝性行ノ概要

組合設置の用意　斯くして發起認可のあつたときは、發起人は發起認可申請の際、添付した事項と同一の事項を、地區內の組合員たるべき者に通知して同意を求むるのである。其の同意は組合員たるべき者の三分の二以上あればよい。（施第四條）二種以上の業者にて組合を設置せんとする場合は、其の營業の種類毎に三分の二の同意を得ることを要する。（法第三條）

然れども發起認可ありたる後、一ケ年內に組合設置の認可申請をなさなければ、發起認可は其の效力を失ふのである。（施第十一條）

第四條　發起ノ認可アリタルトキハ發起人ハ組合員タルヘキ者ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ通知シ組合設置ノ同意ヲ求ムヘシ

第四章　同業組合の設置

同第十一條　發起人發起ノ許可アリタル後一年内ニ組合設置ノ認可ヲ申請セサルトキハ發起ノ認可ハ其ノ效力ヲ失フ

創立總會招集の手續　組合設置に付組合員たるべき者三分の二以上の同意があつたときは、發起人は定款を作り、遲滯なく創立總會を開かねばならぬ。（施第五條第一項）創立總會は少くとも二週間前に、會議の目的たる事項、日時及場所を組合員たる者に通知し、且つ之を公告せねばならぬ。又此の通知には定款を添付するを要するのである。（施第五條第二項第三項）

此の二週間前と云ふは初日を算入しないから、總會當日と發送したる日とを除き、二週間あることを要する。（民法第百四十條）又此の通知は發信主義であつて、到達を要しない

施第五條　法定ノ同意者アルタルトキハ發起人ハ定款ヲ作リ遲滯ナク創立總會ヲ招集スヘシ
創立總會ヲ招集スルニハ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ組合員タルヘキ者ニ通知シ且之ヲ公告スヘシ
前項ノ通知ニハ定款ヲ添附スヘシ

定款の作成及議定　定款は組合の目的及組織を定めたる根本規則であり、謂はゞ組合の憲法であつて定款の作成は組合の設立に缺くべからざる要件である。同業組合は社團法人として法律上人格を有するも、自然人の如く固有の意志能力を有するものでないから、組合が如何なる目的を有し、如何に活動するかと云ふ組合の根本的原則を組合員の合同意思に於て、表示したる書面が卽ち定款である。故に定款は組合の最高意思であり、組合員は勿論役員も絕對に之に服從を要し、組合會でも定款の改正せられざる限り之に違背するを得ないのである。

定款には必ず記載すべき事項＝總體的事項と任意に規定すべき事項＝任意的事項とがある。絕對的事項は、其の一を缺除しても定款としての效力がないのであるが、任意的事項は之を缺いても定款其のものは無效でない、唯だ之を記載せねば法律的に效果がないのみである。（拙著「組合定款の知識」參照）

重要物產同業組合法の規定する絕對的事項は（一）目的（二）業務（三）名稱（四）地區及組合員の營業の種類（五）主たる事務所及從たる事務所の所在地（六）組合員の加入及脫退に關する規定（七）組合員の權利義務に關する規定（八）役員の定數、權限及任免

に關する規定（九）業務執行に關する規定（十）會議に關する規定（十一）會計に關する規定であり、此の外仲裁判斷又は調停を爲す組合に在りては、之に關する規定、聯合會を組織する組合の定款には、代表員の選擧に關する規定、代表員事故あるとき之に代るべき豫備代表員を設くる場合は、其の選擧に關する規定を記載せねばならぬ。（施第十三條）但し事務所の位置は何府縣何市郡何町何番地と所在地を記載すべきものなれども、「東京市に置く」「大阪市に置く」と書いてもよい、此の場合は之を主務大臣に屆出づることになつて居る。（施第十四條）

而して定款は組合員たるべきもの三分の二以上の、同意がなければ議定することが出來ない。又組合員たるべき者の營業の種類二種以上なるときは、各其の種類毎に三分の二以上の同意を要するのである。（施第六條）

施第十三條　組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　目的
二　業務
三　名稱
四　地區及組合員ノ營業ノ種類
五　主タル事務所及從タル事務所ノ所在地
六　組合員ノ加入及脫退ニ關スル規定
七　組合員ノ權利義務ニ關スル規定
八　役員ノ定數權限及任免ニ關スル規定
九　業務ノ執行ニ關スル規定
十　會議ニ關スル規定
十一　會計ニ關スル規定

仲裁判斷又ハ調停ヲ爲ス組合ニ在リテハ之ニ關スル規定ヲ定款ニ記載スヘシ
聯各會ヲ組織スル組合ノ定款ニハ代表員ノ選擧ニ關スル規定ヲ記載スヘシ代表員事故アルトキ之ニ代ルヘキ豫備代表員ヲ設クル場合其ノ選擧ニ關スル規定ニ付亦同シ
同第十四條　定款ニ主タル事務所ノ位置ヲ記載セサル組合ニ在リテハ之ヲ農商務大臣ニ屆出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキハ亦同シ
同第六條　定款ハ組合員タルヘキ者ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ之ヲ議定スルコトヲ得ス

第四章　同業組合の設置

組合員タルヘキ者ノ營業ノ種類二種以上ナルトキハ前項ノ同意ハ種類毎ニ三分ノ二以上ナルコトヲ要ス

役員の選擧　創立總會に於ては、定款議定の外、役員即ち組長、副組長、評議員、其の他定款に定めたる役員の選擧を爲さねばならぬ。（施第七條）

其の他の決議　右の外最初の事業年度の經費の豫算及其の徵收法を決議し（施第七條）又創立費及其の償却方法の承認を受けねばならぬ（施第八條）以上は創立總會に於て、必ず爲さゞるべからざる事項であるが、此の外定款施行細則、檢査員選任解任給與に關する規程服務規程其の他役員代議員及職員旅費規程等の組合業務開始後直に必要なる規則等を議決して置くことも差支ないのである。又便宜代議員を選擧して置くことも差支ないのである。

施第七條　創立總會ニ於テハ役員ヲ選擧シ最初ノ事業年度ノ經費ノ豫算及徵收法ヲ議決スヘシ

同第八條　組合ノ負擔ニ歸スヘキ創立費及其ノ償却方法ハ創立總會ノ承認ヲ經ヘシ

創立總會決議の方法　定款の議定に關しては、組合員たるべき者三分の二以上の同意を以てすべきことは既に述べた。定款以外の事項に關しては組合員たるべき者の半數以上出席し、其の過半數を以て議決すればよいのである。（施第十九條第一項、同二十條）此の過半數とは半數以上の意味即ち半數より一名にても多きことである。又役員の選擧を投票に依つて爲すときは、得票の多數を得たる者を以て當選者とするのであつて、過半數の得票を要しないのである。

創立總會に於ける各組合員たるべき者の表決權は平等である。（施第九條、同第二十二條第二項）創立總會に出席しない組合員たるべき者は代理人を出すことが出來る。（施第二十二條第三項）代理人の資格に就ては制限がないから誰でも出來る。又代理の數に就ても同樣制限がないから、一人で數人の代理を兼ねることも出來るのである。

施第九條　第十九條第一項、第二十條、第二十二條第二項第三項及第二十七條ノ規定ハ創立總會ニ付之ヲ準用ス

同第十九條　組合會ニ於テハ代議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

前項ニ定メタル員數ノ代議員出席セサルトキハ出席シタル代議員ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各代議員ニ對シテ其ノ假決議ノ趣旨ノ通知ヲ發シ更ニ一月內ニ第二回ノ組合會ヲ招集スルコトヲ要ス

第四章　同業組合の設置

第二回ノ組合會ニ於テハ出席シタル代議員ノ過半數ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決ス

同第二十條　組合會ノ議決ハ出席シタル代議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

同第二十二條　組合員ノ少數ナル組合ニ在リテハ組合員ノ總會ヲ以テ組合會ニ代フルコトヲ得

總會ニ於ケル各組合員ノ表決權ハ平等トス

總會ニ出席セサル組合員ハ書面ヲ以テ表決ヲ爲シ又ハ代理人ヲ出スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ組合員ハ之ヲ出席者ト看做ス

前二項ノ規定ハ定款ニ別段ノ定アルトキハ之ヲ適用セス

組合會ニ關スル規定ハ總會ニ之ヲ準用ス

決議錄の作成　創立總會が終了したときは、議長は決議錄を作り、左の事項を記載し、議長及出席者二名以上之に記名捺印することを要する。（施第九條、同第二十七條）

一、開會の日時及場所

二、組合員の數

組合員たるべき者の、營業の種類二種以上であるときは、組合員の數は其の種類毎に記載するのである。

三、出席者の員數

組合員たるべき者の、營業の種類二種以上であるときは、出席者の員數は其の種類毎に記載するのである。

四、議事の要領

五、議決したる事項

六、贊否の數

組合員たるべき者の、營業の種類二種以上であるときは、贊否の數は定款の議定に在つては、種類毎に記載すべきである。

施第二十七條　組合會、總會及評議員會ノ議長ハ決議錄ヲ作リ左ノ事項ヲ記載シ議長及出席者二人以上之ニ記名捺印スヘシ

一　開會ノ日時及場所

二　代議員若ハ評議員ノ定數又ハ組合員ノ數

三　出席者ノ員數

四　議事ノ要領

第四章　同業組合の設置

五　議決シタル事項

六　賛否ノ數

設置認可申請　以上述べたる諸手續が完了すれば、創立總會が終結したのであるから、發起人は設置認可申請書に（一）法定の同意ありたることを證する書類（地區內の組合員たるべき者の總數、を市町村長又は府縣知事の證明を求め、それと同意書とを添へれば、法定の同意者ありたることを證する書面となる）（二）定款、（三）創立總會決議錄（四）最初の事業年度の經費豫算、創立費及其の償却方法（之は添附すべしとの規定はないが添附するのがよい）を添附し、主たる事務所所在地の地方廳を經て、主務大臣に設置認可の申請を爲すのである。（施第十條第一項）

斯くして組合設置の認可があつて、玆に同業組合は設立を見るのである。

而して組合設置の認可があつたときは地方長官は遲滯なく其の旨を告示するのである。（施第十條第二項）之は組合設立の事を組合員及一般に知らしむるので他の法人の設立登記と同じ趣旨である。

此の告示が登記と同樣に、一般人に對抗する法律上の効力があるや否に就ては、議論のある處であつて、當時の農商務省及司法省の意見は、登記を爲さゞるも之に對抗することが出來ることに決定して居り、明治四十二年司法省民刑局長より、各裁判所に對し重要物産同業組合法に依つて成立したる法人は、民法の法人に關する規定に從ふことを要しないから從つて右の法人は登記をしなくても、訴訟の當事者となり、其の代表者は其の資格を證明して、訴訟行爲を爲すことが出來るものである」との意味を通牒してある。

然るに大正六年長崎地方裁判所に於ては、同業組合と雖も、民法總則の規定に從ひ、登記を爲さなければ、其の設立を他人に對抗することが出來ないとの判決がある。

施第十條　創立總會終結シタルトキハ發起人ハ法定ノ同意者アリタルコトヲ證スル書類、定款、創立總會ノ決議錄ノ謄本ヲ添付シ組合設置ノ認可ヲ農商務大臣ニ申請スヘシ

前項ノ認可アリタルトキハ地方長官ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ告示スヘシ

命令に依る組合設置　以上は營業者が進んで組合を設置せんとする場合の手續であるが主務大臣は商工業の弊害を矯正する爲め、其の他必要ありと認むるときは、營業者の欲せ

ざる場合でも、同業組合又は同業組合聯合會を設置せしむることが出來る。（法第十四條）

此の場合は勿論發起認可はいらない、地方長官が創立委員を選任して、其の氏名及住所を公告するのみである。創立委員は定款を作り主務大臣の認可を受くるので、其の認可があつたときは、遲滯なく組合員の總會を招集して前に述べたる普通の場合の創立總會と同樣諸般の決議を行ふのであるが、定款は既に決定しておるから、更に議定する必要ばない其の他の手續は普通の場合と全く同樣である。（施第十二條）

法第十四條　農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ同業組合及同業組合聯合會ヲ設ケシムルコトヲ得

農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ同業組合ノ地區ノ範圍、營業ノ種類若ハ定款ノ變更ヲ命シ又ハ同業組合聯合會ヘノ加入若ハ同業組合聯合會ヨリノ脫退ヲ命スルコトヲ得

施第十二條　農商務大臣組合ノ設置ヲ命シタルトキハ地方長官ハ創立委員ヲ選定シ其ノ氏名及住所ヲ公告スヘシ創立委員ハ定款ヲ作リ農商務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

組合ノ設置アリタルトキハ創立委員ハ遲滯ナク組合員ノ總會ヲ招集スヘシ

第五條第二項、第七條、第八條、第十九條第一項、第二十條及第二十二條第二項第三項ノ規定ハ前項總會ニ之ヲ準用ス

第五章　同業組合の組合員

組合加入の義務　同業組合の地區內に於て、組合員と同一の業を營む者は、其の組合に加入すべき義務がある（法第四條）法が加入を強制したのは、組合の目的を貫徹せんが爲めである。此の地區內で組合員と同一の業を營む者は、外國人たると法人たるとを問はないのである。但し行商は組合に加入の義務ありや否は議論のある處で、主務省は行商と雖も、苟も組合地區內に來りて、組合員と同一の營業を繼續して爲す限りは、之が取締を爲すの必要上、加入の義務あることゝして居るが、大審院判例（大正元年八月五日民事部決定）では他より組合設置の地區內に來りて行商を爲す者と雖も、其の營業の狀態に依り該地區內に事實上營業所を有する者と認め得べき場合ならば、其の名の行商たるに拘らず組合に加入すべき義務ある者であり、事實上營業所を有せずと認めらるゝものは、加入の義務がないとの旨判決して居る。

又甲組合地區內に本店を有し、乙組合地區內に支店を有する者は、本店に在つては甲組

合に、支店に在つては乙組合に加入すべきものである。然れども甲組合地區内に營業所を有し、乙組合地區内に工場のみを有する場合は、工場に於て實際營業取引を爲さず、唯だ本店の指揮に依つて製造のみをして居る場合は、乙組合に加入の義務はないのであるが、若し乙工場が實際營業取引を爲して居る場合は、當然乙組合に加入の義務があるのである

組合員と同一の業を營む産業組合は、同業組合に加入の義務あるや否やに就ては之れ亦議論があつたが、現在は加入の義務ある事に決定して居る。（昭和三年十月高知地方裁判所―同年三月大阪控所院、昭和四年四月大審院各判決）

組合地區内に於て、組合員と同一の業を營む者と雖も、營業の狀況に依り、主務大臣が加入の必要がないと認めた者は、加入せぬでもよいのである。（法第四條但書）

同業組合は右の如く强制加入の制度であり、加入せざる者は五圓以上五百圓以下の過料に處せらるゝのである。（法第十九條）故に加入者に對し加入金を徵するは法の精神に反するものである。主務省は之に對する方針として「新加入者が組合從來の施設に付利益を受くる場合に於て、加入金等の名義を以て特別の負擔に任ぜしむるは不可なく、又組合が組合員の行爲に依り、責任を負ふべき規定を有する場合に於て信認金を納入せしむることは不可なしと雖も、加入の要件として加重の負擔に任ぜしむるが如きは、法律に於て加入義務を負はしめたる趣旨に對し妥當ならざるに依り、其の金額及其の納期に付、愼重の注意を爲すことを要す」と通牒してゐる。

法第四條　同業組合設置ノ地區内ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ營ム者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ但シ營業上特別ノ情況ニ依リ農商務大臣ニ於テ加入ノ必要ナシト認ムル者ハ此限ニ在ラズ

同第十九條　第四條ノ規定ニ違背シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

組合員脫退　同業組合は前叙の如く强制加入の制度であるから、組合員は自己の都合に依り脫退を許されない。而して脫退の原因は大略次の如きものである。

一、營業の廢止
二、營業の讓渡
　此の場合營業を讓受けたる者は加入の義務が生ずるのである。
三、營業所の地區外移轉

第五章　同業組合の組合員

四、死　亡

此の場合相續人は加入の義務が生ずる。

組合員の權利　組合員の權利及義務は之を定款に規定すべきものである。（施第十三條）法令に定めてあるは權利は、（一）總會招集請求權（施第十七條）（二）總會招集權（同條）で卽ち（一）は總組合員の五分の一以上に當る組合員は、會議の目的たる事項及其の招集の理由を示して、組長に總會の招集を請求することを得る權利で（二）は其の場合一週間內に組長が總會招集の手續を爲さゝるときは、請求者は地方長官の認可を受けて、自ら總會を招集することが出來る權利であるが、之は總會制の組合の場合で組合會制の場合は、代議員の權利に屬してゐる。

組合員の義務　組合員の義務に就ては法令には規定がないが、義務の重なるものを擧ぐれば、（一）經費負擔の義務（二）檢査に應ずるの義務（三）定款諸規則及會議の議決に從ふの義務等である。組合が事業を行ふは組合員の爲であり、之に要する經費を負擔するのは當然の義務である。（二）定款に檢査の規定を設けて、組合員の營業品を檢査するのは同業組合の重要なる事業であるから之を受けねばならぬ。定款、諸規則及會議の議決は組合の組合員なる限りは之に從ふべき義務あることは勿論である。

第六章　組合の機關

同業組合は法人であるから、其の意思を構成し、事業を執行し、又之を監査する機關が必要である。左に節に分ちて說明する。

第一節　意志機關

組合會　組合の意思は組合員の總意に依つて決定するのが理想である。故に總會を以て意思機關とすることがよいのである、其の地區廣く組合員が多數であり、特に商工業者は常に多忙であるから、法は原則として組合員中より撰出したる代議員を以て組織する組合會を以て意思機關とし、組合員の少數なる組合に在りては組合員の總會を以て組合會に代ふることを得ることになつて居る。（施第十五條、同條二十二條）

施第十五條　組合ニ組合會ヲ置ク

第六章　組合の機關

組合會ハ組合員中ヨリ選擧シタル代議員ヲ以テ之ヲ組織ス

代議員ノ定數任期及選擧ニ關スル規定ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

同二十二條　組合員ノ少數ナル組合ニ在リテハ組合員ノ總會ヲ以テ組合會ニ代フルコトヲ得

總會ニ於ケル各組合員ノ表決權ハ平等トス

總會ニ出席セサル組合員ハ書面ヲ以テ表決ヲ爲シ又ハ代理人ヲ出スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ組合員ハ之ヲ出席者ト看做ス

前二項ノ規定ハ定款ニ別段ノ定アルトキハ之ヲ適用セス

組合會ニ關スル規定ハ總會ニ之ヲ準用ス

代議員の資格　代議員の資格に就ては法令には何等の規定はないが、組合員の代表として意思を表示するものであるから、誰でも組合員であればよいとすることは不可である、左の者は代議員となれない旨定款に規定して置くがよいと思ふ。

ア　未成年者、禁治産者及準禁治産者

イ　組合又は聯合會の違約處分を受け一年を經過せざる者

ウ　重要物産同業組合法に違背し處分後二年を經過せざる者

エ　禁錮以上の刑に處せられ滿期又は赦免後二年を經過せざる者若くは刑の執行猶豫中の者

オ　破産又は家資分散の處分を受け復權せざる者

又代議員の數に關しても法令には規定がないが、多きに過ぐれば、組合會を設けたる趣旨に反し、少きに過ぐれば、組合員の意思を完全に代表し得ないから、最少二十人位より最多百人以內で組合員數を基準とし又組合地區の關係を斟酌して適當に定むべきである。

代議員の選擧　代議員の選擧の方法は、定款中に規定すべきもので、投票に依るも指名に依るも差支なく、地區全般にて行ふか、選擧區を設くるかは其の組合の地區其の他の事情に依つて定め、投票選擧の場合は一般の選擧の例に依るがよい。（拙著「組合の事務」參照）

組合會の權限　組合會は最高の意思機關であり、組合一切の事項を議決する權能を有するものである。故に組合會の議決に基き、或る事項を評議員會なり組長なりの、他の機關に委任して、議決を爲さしむることは元より差支ない。但し主務省の取扱に依れば監督官廳の認可を要する事項は、重要事項として之を他の機關に委任させない方針である。

第六章　組合の機關

定時組合會及臨時組合會　組合會には定時組合會と臨時組合會とがある。定時組合會は毎事業年度少くとも一回之を招集することを要する。（施第十一條第一項）臨時組合會は、（一）組長が必要と認めたるとき、（二）代議員定數五分の一以上が會議の目的たる事項及其の招集の理由を示し、組合會招集の請求を爲したるとき（三）評議員會が組合財産及業務の狀況を鑑査し、之を組合會に豫告を爲す爲め請求を爲したるときに開かるゝものである。（施第十七條第二項）

代議員及評議員會が適法に組合會の招集を請求しても、組長が一週間內に招集の手續を爲さないときは、請求者は地方長官の認可を受けて之を招集することが出來るのである。（施第十七條第四項）

施第十七條　組長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ毎事業年度少クトモ一回一定ノ時期ニ於テ組合會ヲ招集スヘシ

組長必要ト認ムルトキハ組合會ヲ臨時ニ招集スルコトヲ得

代議員定數ノ五分ノ一以上カ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ示シ組合會ノ招集ヲ請求シタルトキハ組長ハ之ヲ招集スヘシ評議員カ第二十四條第二號ノ規定ニ依リ報告ヲ爲ス爲組合會ノ招集ヲ請求シタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ組長一週間內ニ組合會招集ノ手續ヲ爲ササルトキハ請求者ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

組合會の議決　組合會の議決の方法に（一）普通議決と（二）特別議決との二種がある。普通議決は法令又は定款に、特別の規定がない事項の議決方法である。同業組合の普通議決は、代議員定數の半數以上出席せねば組合會の會議を開くことが出來ない、若し出席者が半數以上に達しないときは、出席しただけの代議員の過半數で假決議が出來る。此の場合は各代議員に假決議の趣旨を通知し、更に一ケ月內に、第二回の組合會を招集せねばならぬ。第二回の組合會では出席した代議員の過半數に依つて、假決議の認否を決するのである。（施第十九條）

又組合會の議決を經べき事項でも、輕易なるものに就ては、組長は書面に依る代議員の表決を以て組合會の決議に代へることが出來る。（施第二十條ノ二）

特別決議は重大なる事項を決議する處の方法であり、法令又は定款に特に其の規定があ

る場合である。卽ち組合會に於て代議員定數の三分の二――以上の同意を以て議決するので、法令に規定あるは定款變更の場合である。（施第二十一條）但し法令には規定がないが下の如き主務省の通牒がある。卽ち、「組合に對し不正の行爲ある役員の解任、總會又は組合會に於て決議せんとする場合に在りては、三分の二以上の同意を以てする等、其の決議を愼重ならしむる規定を設けしむること」とあるから、定款に特別議決事項として規定せねばならぬ。

組合會決議錄　組合會が終了したならば、議長は決議錄を作つて、左の事項を記載し議長及出席者二名以上、之に記名捺印することを要する。

一　開會の日時及場所
二　代議員の定數
三　出席者の員數
四　議事の要領
五　議決したる事項

六　賛否の數

施第十九條　施第二十條　施第二十一條　組合會ニ於テハ代議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス前項ニ定メタル員數ノ代議員出席セサルトキハ出席シタル代議員ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各代議員ニ對シテ其ノ假決議ノ趣旨ノ通知ヲ發シ更ニ一月內ニ第二回ノ組合會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二回ノ組合會ニ於テハ出席シタル代議員ノ過半數ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決ス

第二十條　組合會ノ議決ハ出席シタル代議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十條ノ二　組合會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ組長ハ書面ニ依ル代議員ノ表決ヲ以テ組合會ノ決議ニ代フルコトヲ得

第二十一條　定款ノ變更ハ組合會ニ於テ代議員定數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ議決スヘシ

地區又ハ組合員ノ營業ノ種類ノ增減ニ關スル定款ノ變更ハ前項ノ決議ノ外編入又ハ削除セラルヘキ區域若ハ營業ノ種類ニ屬スル組合員タルヘキ者又ハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

定款變更ノ認可申請書ニハ其ノ變更ノ理由ヲ記載シタル書面及決議錄ノ謄本竝第二項ノ場合ニ於テハ法定ノ同意者アリタルコトヲ證スヘキ書面ヲ添附スヘシ

第六章　組合の機關

第二節　執行機關

同業組合は法人であるから、外部に對しては組合を代表し、內部に於ては業務を執行する機關を置かなければならぬ。法令に規定あるは役員としては組長、副長である。（法第八條）檢査を爲す組合に於ては、檢査員を置くことを要する。（法第十條ノ二）又定款の規定に依り會計役を置くことも出來、部を設くる組合にては部長を置くものもある、此の外補助機關としては書記長、書記、技師、技手など、事務又は技術に關する職員を置くのである　之等執行機關たる組長、副組長、會計役や檢査員及補助機關たる事務、技術の職員は評議員又は代議員とは其の性質上兼務するを得ない、評議員は監査機關であり、代議員は組合の總括的監督機關であるからである。

執行機關に就て左に項を分ちて說明を加へる。

役員の資格及其の選任　役員の資格に就ては、法令には別に規定はない。然れども組合事業の振否は全く役員の適否にあるから、誠實に組合の爲に盡瘁し、然かも事務的手腕を有し且德望ある人物を選任することが肝要である。定款には少くも左記の如き者は役員たり得ざる旨の規定を設けて置くがよい。

1　未成年者、禁治產者準禁治產者
2　本組合の違約處分を受け二年を經過せざる者
3　重要物產同業組合法に違背し處分後三年を經過せざる者
4　禁錮以上の刑に處せられ滿期又は赦免後三年を經過せざる者若くは刑の執行猶豫中の者
5　破產又は家資分產の處分を受け復權せざる者

而して役員は組合員中より選任するが原則であるが、適當の人物を得難く又は黨派關係其の他の事情に依り、特に必要あるときは組合員にあらざる者より選任することが出來る又法人は役員と爲すことが出來るか否に就ては議論はあるが現在では之を認めて得る。

役員選任の方法は、之を定款に規定すべきものである。（施第十三條第八號）其の選任の方法としては（一）組合會又は總代會で之を選擧するか（二）組合員の總集合で之を選擧

するか（三）一般組合員の投票に依り之を選擧するか（四）指名選擧の方法に依るか種々の方法があるが便宜に從つてよい。（拙著「組合の事務」參照）

而して同業組合の役員は組合に於て選任するのみでは就任が出來ない、此の外に地方長官の認可を受けねばならぬ。（法第八條、施第四十五條第二號）又其の認可申請書には履歷書の添附を要するのである。（施第二十八條）

又地方長官は重要輸出品に關する同業組合（重要輸出品の種類は前に述べた）より申請のあるとき、又は必要と認めたるときは其の役員の選任を爲すことが出來る。（法第十四條ノ四、施第四十五條第三號）

役員の任期は定款の規定に依るのであるが、概ね三年位が適當である。尤も補缺選擧の場合は前任者の任期を繼承することがよい。又任期滿了するも後任者の就職する迄は、前任者の任期を延長することに定めて置くがよい。

役員は任期滿了の外解任、死亡、辭任に依つて資格が消滅する。此の中解任には（イ）組合が解任する場合と（ロ）地方長官が解任する場合とがある。前者は定款の規定に依つて當然役員たるの資格を失ふ場合がある、又組合會若くは總會で解任を決議した場合である（法第十條ノ四第二項施第四十五條第四號）後者は重要輸出品に關する同業組合から申請があつたとき又は地方長官が必要と認めたるときに解任を爲し得るのである。（法第十條ノ四、施第四十五條第一項第三號）即ち役員が法律命令に違背し、又は公益を害し組合の目的に違背し、若くは監督官廳の命じたる事項を實行しないときは、解任の理由となるのである。（法第十五條、施第四十五條第一項第三號）

尙ほ役員が缺けて、補缺選擧の手續を爲す者がないときは、地方長官は組合員を指定して、其の手續を行はしむることになつて居る。（施第三十五條）

法第八條　同業組合及同業組合聯合會ハ左ノ役員ヲ置クヘシ

一組長　一名
一副組長　若干名
一評議員　若干名

前項ノ役員ノ外定款ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

役員ハ同業組合ニ於テハ組合員中ヨリ同業組合聯合會ニ於テハ聯合會ヲ組織スル同業組合ノ組合員

中ヨリ之ヲ選擧シ農商務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス但シ必要アルトキハ組合員ニ非サル者ヨリ之ヲ選擧スルコトヲ得

法第十條ノ四　農商務大臣ハ重要輸出品ニ關スル同業組合又ハ同業組合聯合會ノ申請アルトキ又ハ必要ト認ムルトキハ其ノ役員又ハ檢査員ノ選任又ハ解任ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ選任セラレタル役員ノ解任ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

重要輸出品ノ種類ハ農商務大臣之ヲ指定ス

法第十五條　同業組合若ハ同業組合聯合會ノ決議又ハ其ノ役員ノ行爲ニシテ法律命令ニ違背シ又ハ公益ヲ害シ又ハ其ノ目的ニ違背シ又ハ監督官廳ノ命シタル事項ヲ執行セサルトキハ農商務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　同業組合若ハ同業組合聯合會ノ解散又ハ其ノ業務ノ停止

二　役員ノ解職

三　決議ノ取消

施第二十八條　組合ノ役員及檢査員選任ノ認可申請書ニハ履歴書ヲ添附スヘシ

施第三十五條　役員ノ缺ケタル場合ニ於テ補缺選擧ノ手續ヲ行フ者ナキトキハ地方長官ハ組合員ヲ指定シテ其ノ手續ヲ行ハシム

役員の職務權限　組長は組合（聯合會）を統轄し、其の事務を擔任するものである。（法第九條）卽ち內部的には定款、諸規程及會議の決定する處に從ひ、其の事業を執行し、外部的には組合を代表し、組合の爲すべき取引、契約其の他一切の法律行爲を行ふ職責を有するものである。副組長は組長の事務を補佐し組長故障あるときは之を代理するものである。（施第十六條）其の他の役員は定款の定むる職務を分掌するのである。

法第九條　組長ハ其ノ同業組合又ハ同業組合聯合會ヲ統轄シ其ノ事務ヲ擔任ス

副組長ハ組長ノ事務ヲ補佐シ組長故障アルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ組長ノ諮詢ニ應シ及業務施行ノ狀況ヲ監査スルモノトス

副組長及評議員ハ定款ノ規定ニ依リ組長ノ擔任スル事務ノ一部ヲ分掌スルコトヲ得

組長副組長共ニ故障アルトキハ評議員之ヲ代理ス

施第十六條　組合ノ業務ハ組合會ノ決議ニ依リ組長之ヲ行フ但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

檢查員　檢查を行ふ組合には、檢查員を置かねばならぬ。（法第十條ノ二）檢查員の選任、解任は監督官廳の認可を要する（法第十條ノ二）元來檢查員は組合の職員であり、組長の指揮監

督を受くるものであるが、檢査の執行に關しては、何者にも其の判斷を妨げらるることなく全く獨立性を有せしむる爲め斯く身分の保證を爲してあるのだ、又同樣の趣旨に依り組合は檢査員の資格、選任、解任及給與に關する規程を設け之れ亦監督官廳の認可を受けねばならぬことになつて居る。（施第二十九條）

重要輸出品に關する同業組合の檢査員は組合の申請に依り又は地方長官が必要を認めたるときは地方長官は其の選任又は解任を爲すのである。

檢査員を置く組合に於ては檢査員の服務に關する規定を設け（法第十條ノ三施第四十五條第五號）其の規定中には檢査員の服務規律及懲戒に關する規定を要する。（施第三十條）

法第十條　同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ檢査規定ヲ設ケ組合員ノ營業品ヲ檢査スルコトヲ得

同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ違約者ニ關スル規定ヲ設ケ違約者ニ對シ過怠金ヲ徵シ違約物品ヲ沒收スルコトヲ得

第十條ノ二　前條第一項ノ檢査ヲ行フ同業組合及同業組合聯合會ニ在リテハ檢査員ヲ置クヘシ檢査員ノ選任及解任ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

法第十條ノ三　同業組合及同業組合聯合會ハ前條ノ檢査員ノ服務ニ關スル規程ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

施第二十九條　組合ハ檢査員ノ資格、選任、解任、及給與ニ關スル規程ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

施第三十條　組合ノ檢査員ノ服務ニ關スル規程中ニハ服務規律及懲戒ニ關スル規定ヲ設クヘシ組合ノ檢査員ノ職務ヲ停止シ又ハ給與ヲ減額セムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

施第三十一條　組合ノ役員及檢査員ノ解任認可申請書ニハ其ノ事由ヲ記載スヘシ

第三節　監査機關

同業組合の監査機關は評議員及評議員會である。

評議員　評議員は同業組合に必ず置かさるべからさる役員である。（法第八條）評議員は定款の規定に依り組長の擔任する事務の一部を分掌することも出來るのである。（法第九條第四項）又組長副組長共に事故あるときは、評議員之を代理するものである。（同條第五項）此の點は執行機關ともなるのであるが、評議員本來の職務は（一）組長より組合會に提出

する議案を審査し組長に意見を述ぶること（二）組合の財産及業務の狀況を監査し、毎事業年度一回以上、之を組合に報告すること（三）組長の諸問に應ずること（四）其の他定款の規定に依り、其の職務權限に屬することである（施第二十四條）されば評議員は諸問機關でもあり、監査機關でもあると云ひ得る。而して次に述ぶる評議員會がある關係上評議員は他の法人の監事の如く、各自獨立して職務の行使が出來る否やは、從來より議論のある處である。併し評議員は、各獨立して其の職務の行使が出來ることは法第九條の明定する處で、之を制限するには法律の規定がなくてはならぬ。省令は評議員會の組織及職務權限を定めたるのみであり、評議員各自の權限を拘束せられないのだと解されて居るが、實際問題としては變なものに考へられる。

評議員會　組合に評議員會を置き、評議員を以て組織することになつて居り、組合員の少數なる組合は評議員會を置かざることが出來ることになつて得る（施第二十三條　評議員會の職務權限は前掲評議員の職務（一）（二）（三）（四）と同樣である。（施第二十四條）之に依つて評議員は會議制であるやうに見へ、前項に述べた議論が生ずるのである。

而して、評議員會は、組長が招集するもので、評議員三分の一以上が、其の招集を組長に請求することが出來、此の場合に組長一週間內に招集の手續を爲さざる時は、請求者が之を招集することが出來る。（施第二十五條）評議員會の成立要件、假決議、第二回の評議員會に於ける假決議の認否、議決の方法、書面表決決議錄の作成等總べて組合會と同樣である。（施第二十六條　同二十七條）

法第八條　同業組合及同業組合聯合會ハ左ノ役員ヲ置クヘシ

一組長　一名

一副組長　若干名

一評議員　若干名

前項ノ役員ノ外定款ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

役員ハ同業組合ニ於テハ組合員中ヨリ同業組合聯合會ニ於テハ組合員ニ非サル者ヨリ之ヲ選擧シ農商務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス但シ必要アルトキハ組合員ニ非サル者ヨリ之ヲ選擧スルコトヲ得

法第九條　組長ハ其ノ同業組合又ハ同業組合聯合會ヲ組織シ其ノ事務ヲ擔任ス

第六章　組合の機關

副組長ハ組長ノ事務ヲ補佐シ組長故障アルトキ之ヲ代理ス
評議員ハ組長ノ諮詢ニ應シ及業務施行ノ狀況ヲ監査スルモノトス
副組長及評議員ハ定款ノ規定ニ依リ組長ノ擔任スル事務ノ一部ヲ分掌スルコトヲ得
組長副組長共ニ故障アルトキハ評議員之ヲ代理ス
施第二十三條　組合ニ評議員會ヲ置ク但シ組合員少數ナル組合ニ在リテハ評議員會ヲ置カサルコトヲ得評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス
施第二十四條　評議員會ノ職務權限左ノ如シ
一　組長ヨリ組合會ニ提出スル議案ヲ審査シ組長ニ對シ意見ヲ述フルコト
二　組合ノ財產及業務ノ狀況ヲ監査シ每事業年度一回以上之ヲ組合會ニ報告スルコト
三　組長ノ諮詢ニ應スルコト
四　其ノ他定款ノ規定ニ依リ其ノ職務權限ニ屬スル事項
同第二十五條　評議員會ハ組長之ヲ招集ス
評議員ノ三分ノ一以上カ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ示シ評議員會ノ招集ヲ請求シタルトキハ組長ハ之ヲ招集スヘシ
前項ノ場合ニ於テ組長一週間內ニ評議員會招集ノ手續ヲ爲ササル時ハ請求者ハ之ヲ招集スルコト得

施第二十六條　第十九條乃至第二十條ノ二ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第七章　同業組合の監督

同業組合の監督官廳は、主務大臣及地方長官である。監督官廳は產業行政の建前から同業組合に對し指導奬勵を爲すと共に之を監督して居る。卽ち主務大臣は、（一）必要と認むるときは、同業組合若くは同聯合會を設けしむることが出來（二）同業組合の地區の範圍、營業の種類若くは定款の變更を命じ（三）聯合會へ加入若くは脫退を命じ得るのである。（法第十四條）又（四）同業組合若くは同聯合會の決議、又は役員の行爲が法律命令に違背し、又は公益を害し、或は同業組合の目的に違背したるとき、及監督官廳の命じたる事項を執行せざるときは、（1）同業組合若くは同聯合會の解散（2）事業の停止（3）役員の解職（4）決議の取消等の處分が出來るのである。（法第十五條）

又（五）同業組合若くは同聯合會に對し（1）業務に關する報告を爲さしめ（2）業務の執行又は財產の狀況を檢査し（3）經費の豫算又は其の徵收法の變更を命じ（4）其の

他監督上必要なる命令又は處分を爲すことが出來るのである。（法第十三條）

地方長官も亦、組合若くは聯合會に對し（イ）業務に關する報告を爲さしめ（ロ）業務の執行又は財産の狀況を檢査することが出來（施第十四條）又主務大臣の職權中（1）經費の豫算又は其の徵收法（2）地區の範圍、營業の種類又は定款の變更を命ずること（3）役員の解職（4）決議の取消等の處分は、同業組合及一府縣內を區域とする聯合會に對しては、之を委任せられて居る。（施第四十五條）又地方長官は、管內の同業組合及聯合會を監督し、必要ある場合は意見を具し主務大臣の處分を請ふべきことになつて居る。（法第十七條）

其の他定款の變更、役員並に檢査員の選任及解任、諸規定の認可、經費豫算及徵收法の認可等、法令の規定又は委任に依り實質上地方長官が監督を徹底し得ることになつて居る

法第十三條　農商務大臣ハ同業組合又ハ同業組合聯合會ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ業務ノ執行又ハ財產ノ狀況ヲ檢查シ經費ノ豫算又ハ其ノ徵收法ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

同第十四條　農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ同業組合及同業組合聯合會ヲ設ケシムルコトヲ得農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ同業組合ノ地區ノ範圍、營業ノ種類若ハ定款ノ變更ヲ命シ又ハ同業組合聯合會ヘノ加入若ハ同業組合聯合會ヨリノ脫退ヲ命スルコトヲ得

同第十五條　同業組合若ハ同業組合聯合會ノ決議又ハ其ノ役員ノ行爲ニシテ法律命令ニ違背シ又ハ公益ヲ害シ又ハ其ノ目的ニ違背シ又ハ監督官廳ノ命シタル事項ヲ執行セサルトキハ農商務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　同業組合若ハ同業組合聯合會ノ解散又ハ其ノ業務ノ停止
二　役員ノ解職
三　決議ノ取消

同第十七條　地方長官ハ其ノ管內ニ於ケル同業組合及同業組合聯合會ヲ監督シ必要アルトキハ意見ヲ具シ農商務大臣ノ處分ヲ請フヘシ

同第十八條　農商務大臣ハ同業組合及同業組合聯合會ニ關シ其ノ職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

施第四十四條　地方長官ハ組合又ハ聯合會ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ業務ノ執行又ハ財產ノ狀況ヲ檢查スルコトヲ得

同第四十五條　組合ニ關シ左ニ揭クル事項ハ之ヲ地方長官ニ委任ス

第七章　同業組合の監督

一　定款變更ノ認可
二　役員ノ選任並檢査員ノ選任及解任ノ認可
三　重要物産同業組合法第十條ノ四第一項ノ規定ニ依ル役員又ハ檢査員ノ選任又ハ解任
四　重要物産同業組合法第十條ノ四第二項ノ規定ニ依ル役員ノ解任ノ認可
五　檢査員ノ服務ニ關スル規程ノ認可
六　經費ノ豫算及徴收法ノ認可
七　經費ノ豫算又ハ其ノ徴收法ノ變更ヲ命スルコト
八　地區ノ範圍、營業ノ種類又ハ定款ノ變更ヲ命スルコト
九　重要物産同業組合法第十五條第二號及第三號ノ處分

前項ノ規定ハ一府縣內ヲ區域トスル聯合會ニ付之ヲ準用ス

施第四十六條　地方長官ハ前條ノ規定ニ依リテ處理シタルトキハ第一項第五號ノ場合ヲ除クノ外農商務大臣ニ其ノ報告ヲ爲スヘシ但シ前條第一項第二號乃至第四號ノ報告ハ組長及副組長ニ限ル

第八章　同業組合の罰則

同業組合に關する罰則は、命令違背に對する秩序罰たる過料と檢査證又は證票の僞造變造の罪及賄賂罪に對する刑法の罰金及懲役の刑が定められて居る。卽ち一組合の地域內に於て組合員と同一の業を營む者、其の組合に加入せざるときは、五圓以上五百圓以下の過料に處せられる。（法第十九條）（二）組合の役員が法第十三條又は第十四條に依る命令（前章既說）に違背したるときは、五圓以上五百圓以下の過料に處せらる。（三）組合の役員、檢査員其の他事務に從事する者、正當の理由なく、當該官吏又は吏員の本法に依る職務の執行を拒み、妨げ、忌避し或は其の尋問に答へず、若くは虛僞の陳述を爲したるときは、五圓以上五百圓以下の過料に處さるゝのである。（法第十九條ノ四）

又同業組合又は同聯合會の、證票若くは檢査證を（一）不正に使用したる者（二）行使の目的を以て僞造若くは變造したる者（三）僞造若くは變造の證票若くは檢査證を使用したる者は、三年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處せらるゝのである。（法第二十條）

又同業組合又は聯合會の役員又は檢査員、其の職務に關し、（一）賄賂を收受し（二）之を要求若くは約束したるときは、二年以下の懲役に處せられ。（二）因つて不正行爲を爲し、又は相當の行爲を爲さないときは、五年以下の懲役に處せられる。而して何れも收

受したる賄賂は之を沒收せられ、若し其の全部又は一部の沒收が出來ないときは、其の價格を追徵せらるゝのである。（法第二十條ノ二）

尙ほ右等の者に賄賂を交付、提供又は約束したる者は、二年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處せらるゝのである。但し贈賄者は自首したるときは、其の刑を減輕又は免除せらるゝことがあるのである。（法第二十條ノ三）

而して此の僞造變造の罪は外國で犯した場合でも帝國臣民にも適用せられ又收賄罪は帝國外で犯したる帝國の公務員にも適用されることになつて居る。（法第二十條ノ四、刑法第三條、同第四條）

法第十九條　第四條ノ規定ニ違背シタル者ハ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

第十九條ノ二　同業組合及同業組合聯合會ノ役員第十三條又ハ十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違背シタルトキハ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

法第十九條ノ三　同業組合及同業組合聯合會ノ役員檢査員其ノ他ノ事務ニ從事スル者正當ノ理由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ本法ニ依ル職務ノ執行ヲ拒ミ之ヲ妨ケ若ハ之ヲ忌避シタルトキ又ハ職務ノ執行ノ爲ニスル尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲシタルトキハ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

法第十九條ノ四　非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料ニ之ヲ準用ス

法第二十條　同業組合又ハ同業組合聯合會ノ證票若ハ檢查證ヲ不正ニ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ證票若ハ檢查證ヲ僞造若ハ變造シタル者又ハ僞造若ハ變造ノ證票若ハ檢查證ヲ使用シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

法第二十條ノ二　同業組合又ハ同業組合聯合會ノ役員又ハ檢查員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

法第二十條ノ三　前條第一項ニ揭クル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

法第二十條ノ四　第二十條ニ揭クル罰ハ刑法第三條ノ例ニ、第二十條ノ二ニ揭クル罪ハ刑法第四條ノ例ニ從フ

第八章　同業組合の罰則

第九章　同業組合の解散

同業組合の解散は（一）組合員の意思に依るものと（二）監督官廳の處分に依るものとの二がある。

（一）は組合存置の必要がないことになつたとか、又は組合の經營が困難で事業を繼續し得なくなるか、若くは組合員多數が解散を希望する等の場合に於て、組合員三分の二以上の同意を以て解散するのであるが、此の場合は解散の事由を具し、主務大臣の認可を受けねばならぬ。（法第十六條）

又主務大臣は組合の決議又は其の役員の行爲が法律命令に違背し、又は公益を害し若くは組合の目的に違背し、又は監督官廳の命じたる事項を執行せざるときに解散を命じ得るのである。（法第十五條）

組合が解散したるときは、組長及副組長が清算人となるのであるが、定款に別段の定あるとき又は組合會で、他人を選任したるときは、其の氏名住所を地方長官に屆出づるのである。（施第三十六條）又清算人たるものがないときは、地方長官が之を選任するのである。（施第三十七條）清算人其の任に適せず、又は不正の行爲ありと認むるときは、地方長官は清算人を解任することが出來る。（施第三十八條）

而して精算人は、清算が結了したるときは、其の結果を地方長官に屆出づるのである。（施第三十九條）

法第十六條　同業組合若ハ同業組合聯合會解散ヲ爲サムトスルトキハ組合員三分ノ二以上ノ同意ニ依リ其ノ事由ヲ具シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

施第三十六條　組合解散シタルトキハ組長及副組長ヲ以テ其ノ清算人トス但シ定款ニ別段ノ定アルトキ又ハ組合會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

清算人ハ其ノ氏名住所ヲ地方長官ニ屆出ツヘシ

施第三十七條　前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキハ地方長官ヲ選任ス

施第三十八條　清算人其ノ任ニ適セス又ハ不正ノ行爲アリト認ムルトキハ地方長官ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

施第三十九條　清算カ結了シタルトキハ清算人ハ其ノ結果ヲ地方長官ニ屆出ツヘシ

第九章　同業組合の解散

第十章　同業組合聯合會

同業組合の地域は、原則として一郡市以上一府縣以下に限らるゝから、其の營業の種類に依りては、組合相互の氣脈を通じ大同團結することが、組合の目的達成上效果的であることが多い。依つて法は同業組合聯合會の設置を認めたのである。（法第五條）

聯合會を設置せんとするには、發起認可の手續は之を要しない、各組合に於て選出したる創立委員を以て、創立委員會を開き、全員の同意を以て、定款の作成其の他必要なる事項を議定し、創立委員は定款其の他議定したる事項、各組合會に於ける聯合會設置に關する決議錄謄本及創立委員會決議錄の謄本を添付して、主務大臣に認可を申請するのである（法第五條、施第四十一條）而して聯合會の定款は、目的、業務、名稱、主たる事務所及從たる事務所、役員の定數、權限、及任免に關する規定、業務執行に關する規定、會議に關する規定、會計に關する規定等、同業組合と同じであるが、此の外に所屬組合の名稱、加入脫退、權利義務、代表員の定數及任期に關する規定を記載せねばならぬ。（施第四十一條）

聯合會の意思機關は組合會でなく總會である、總會は代表員を以て組織するものである。聯合會を設置若くは解散し、或は之に加入し又は脫退するには、組合は組合會に於て、三分の二以上の代議員の同意を以て決議したる上、監督官廳の認可を受けねばならぬ。（施第四十條）

其の他聯合會に對しては大體組合と同一であり組合に關する法令が大部分準用されて居る。（施第四十三條）

法第五條　同業組合ハ組合相互ノ氣脈ヲ通シ其ノ目的ヲ達スル爲同業組合聯合會ヲ設置スルコトヲ得

同業組合聯合會ヲ設置セントスルトキハ其ノ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

施第四十條　聯合會ヲ設置若ハ解散シ之ニ加入シ又ハ之ヨリ脫退スルニハ組合會ノ決議ニ依ルヘシ

前項ノ決議ハ代議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

脫退ニ關スル組合會ノ決議ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

施第四十一條　聯合會ヲ設置セムトスルトキハ各組合ニ於テ選定シタル創立委員ヲ以テ創立委員會ヲ開キ全員ノ同意ヲ以テ定款ノ作成其ノ他必要ナル事項ヲ議定スヘシ

創立委員會終結シタルトキハ創立委員ハ定款、其ノ他議定シタル事項、各組合ノ組合會ニ於ケル聯合會設置ニ關スル決議錄ノ謄本及創立委員會ノ決議錄ノ謄本ヲ添附シ農商務大臣ニ設置ノ認可ヲ申

謂スヘシ

聯合會ノ定款ニハ第十三條第一項第一號乃至第三號、第五號、第八號乃至第十一條ニ揭クル事項並所屬組合ノ名稱、加入脫退、權利義務、代表員ノ定數及任期ニ關スル規定ヲ記載スルコトヲ要ス第七條及第八條ノ規定ハ創立委員會ニ之ヲ準用ス

施第四十二條　聯合會ニ總會ヲ置ク

總會ハ所屬組合ノ代表員ヲ以テ之ヲ組織ス

施第四十三條　第一條、第十二條、第十三條第二項、第十四條、第十六條乃至第二十條ノ二、第二十一條第一項第四項及第二十三條乃至第三十九條ノ規定ハ聯合會ニ之ヲ準用ス

施第四十八條　本則ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ又ハ地方長官ニ對シテ爲スヘキ事項ハ聯合會ノ區域二以上ノ府縣ニ亙ル場合ニ於テハ農商務大臣ニ於テ又ハ農商務大臣ニ對シテ之ヲ爲スモノトス組合又ハ聯合會ノ區域二以上ノ府縣ニ亙ル場合ニ於テハ關係地方長官ニ於テモ組合又ハ聯合會ニ對シ其ノ管內ニ於ケル業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ業務ノ執行又ハ財產ノ狀況ヲ檢查スルコトヲ得

以上に依り同業組合の本質、組織、機關其の他內容の大體を檢討し、同業組合とは如何なるものなりやを解說した、尙ほ組合經費等に就て參照せられむことを望むものである。

第四編　結　論

本書第一編に於て、同業組合の現狀を說き、又嘗て同業組合法の全面的改正の議があつた經緯及最近同業組合關係者の要望と第七十三帝國議會に上程せられた本法改正法律案に關して述べ、第二編に於ては、同業組合の發展に關する史的觀察を行ひ、今日の同業組合が其の由來極めて古く、又盛衰消長の跡を顧みて今も昔も其の軌を同ふして居ることを論じ、第三編に於て同業組合を其の現行法律の上より檢討を試みたのである。

而して同業組合は今後何處へ行くか、其の將來は全く未知であり、之に推斷を下すことは出來ないのである。

前に述べたる如く、政府は同業組合準則に何等手を觸れずして、新に重要輸出品同業組合法を施行し、之を擴張して現行の重要物產同業組合法に改め、同業組合準則に依る組合を置き去りにした。尤も當時準則組合を全廢する議もあつたが、現に一千有餘の組合があ

り之を全廢するは紛雜を來すのみならず、此の組合によりても幾許が效益あるべしとて、第四條の强制加入の條文のみを削除し、暫く之を存置することゝなつて今日に至つて居る。

然るに同業組合準則に事實上代へられたる重要物產同業組合法も亦、同じ筆法で、重要輸出品工業組合法が現出し、それが重要工產品に取り擴げられ、更に總べての工產品に適用さるゝ、現在の工業組合となり、又商業組合法、貿易組合法の發布に依り、重要物產同業組合は全く其の蔭が薄くなつて、工業組合や商業組合に改組するものも續出したが、それでも未だ千二百有餘組が存續して居る。

工業組合法施行の當初は工業組合が出資團體であり、其の內容が共同事業を行ふものであり、敢へて同業組合とは撞着せず、却つて產業組合側より、工業組合法を新に設けずとも、產業組合法の一部を改正せば足りるものであると論ぜられ、又產業組合の領域を侵犯せられたのであるとし、市街地信用組合の如きは、甚だ之を悅ばなかつたのである。

元來組合の型態に協同組合的組合と同業組合的組合とがある。協同組合的組合は組合員の出資に依り、共同の事業を營むことを事業とし、同業組合的組合は同業者の全部を糾合して營業上の取締——統制——を行ふことを事業とする、卽ち前者は經濟的利益を主張する爲めに積極的經營を行ひ、後者は產業警察の職能を行ふのであり、其の兩者は著しく本質を異にするものである。然り而して當初出現したる工業組合の建前は全く協同組合の性質を有し、論者の云へる如く產業組合の一變型であつて、同業組合と並び行はれても、大なる矛盾撞着はなかつたのであつた、況んや三十種に滿たざる重要輸出品に限られておつたのである。

然るに最近に於て工業組合も商業組合も物資統制の政策に便乘して法律を改正し、統制工業組合統制商業組合などが出來、出資を爲さしめず、共同事業を行はしめず、唯だ統制——取締——のみを行ひ得る、强制加入の制度となり、全然同業組合的なる新しき同業組合が出現した、又協同組合的なりし一般の工業組合、商業組合も亦遂次多分に同業組合的色彩を加へ、玆に摩擦撞着を惹起し、然かも最近の法律は立法技術の進步に依り、其の規定する處完全明確なるに反し、三十年以前の法律は不備不完全を免れない。況して三十年の歲月は經濟事情に著しき變化あるは勿論、商工業界の如き、最近の一ケ年は將に一世紀

にも匹敵すべき變革ありて、舊態依然たる同業組合法としては實際の運營上幾多の不滿があるのは當然である。玆に於て同業組合を唯一の牙城と賴み來れる同業組合關係者は、愕然として目を瞠るに至つたのは無理からぬことである。

試に同業組合全國大會の席上、配布せられたる實業組合聯合會發行のパンフレットにより、左の同業組合關係者の意見を聞かう。

我國の同業組合は、其の濫觴を遠く足利時代に發し、鎌倉、室町時代に於ては株座、權座を定め、德川時代に入りては、或種工業に對しては特許の制を採り、奈良の晒屋、堺の庖丁、江州八幡の蚊帳織、大阪の兩替等の如きは、皆一種の特權的營業であつて、當時同業者の人員には一定の制限があり、而して同業者間には申合規則を設けて株仲間を組織し製品の販賣其の他の事項に付、各種の協約を爲し株仲間以外の者が、猥りに同業を營むときは株仲間より之を政府に訴へ、其の處分を乞ふたものである。

而して株仲間の一番多く出來したのは、田沼時代の明和安永、天明年間であつて、文化十年頃には江戸に六十八、天保四年大阪には九十八の株仲間があつたといふ、その最も代表的なものは、江戸の十組問屋と大阪の二十四組問屋であつた、株仲間の勢力が增大すると共にその弊害も發生したので天保十二年水野忠邦は各種株仲間の解散を命じ、營業の自由を得させやうとしたが、却つて物價の昂騰、物資の輸送の澁滯を來した爲め、全く失敗に歸し、次に阿部正弘は水野に代つて嘉永四年三月諸問屋再興令を發布し、文化の昔に歸らしめやうとした。

明治新政府は、卸商のため明治元年四月京都に商法司を設け、大阪東京に其の支所を設け、二年の布達には株仲間の特權を破棄する旨を聲明し、五年三月其の解散を命じた。

併しながら同一の營業を營むものは、其の利害相反する場合あるも其の一面同業の親しみを深く、且つ共通の利益も亦尠からざるを以て、之を擁護するために相集つて團體を組織することは所謂自然の習性であつて、政府の力を以てするも尙ほ之を防遏することは困難であつた、故に明治十四年には公然同業組合の設立を許可し、豫め營業拘束等の不都合なからしむると共に、同業者の規律を維持せしむることとした。

明治十七年農商務省は同業組合準則を作りて、各地方官廳の組合規則を整理し、遂に三

十一年重要輸出品同業組合法の發布を見るに至つたものである。

之を要するに我が同業組合の制度は、歴史上營業特權賦與の制に其の源を發し、賦金獻上に無代納物に勞力寄進に或は保安取締上の行政的援助に、其の功績尠少ならざるものがあつたが、今や全く營業上の特權は禁止せられ、唯だ消極的に弊害矯正を目的とするところの、所謂產業警察機關として存在することとなつた。

同業組合の歴史には、以上の如く其の時代の影響により消長推移はあつても、其間一貫して通ずるものは仲間の誼、同業の親みであつて、如何なる壓迫に會するもこの精神的結合には些の變りもなかつた、同業組合は斯の如く、其の眞底に流るゝ美しき共存共榮の精神的集團力を有するが故に、消極的事業のみを以てしても、尙ほよく今日の發展を見るに至つたのである。

殊に大阪市の如きは、舊幕時代より多くの株仲間、組問屋發達し、物資の生產、配給に特殊の機能を發揮してゐたから、其の勢力は今日に於ても牢固として拔くべからざるものがある。中小商工業發達の眞因が問屋、下請業者の共存共榮的良コンビに基けることは、何人と雖も疑はざるところであつて、更に今後と雖も、我が大阪市の如きに於ては、全國的物資の配給上重大なる使命を有する問屋卸業者を除いては、如何なる組合を作るも全產業の健全なる發達を望むことの出來ないことは、あまりにも明瞭である。

同業組合に於ては、特定の重要物產に付其の生產製造又は販賣を業とするものは、總て之を同業者なる範疇に屬せしめてゐるが、商業組合に於ては原則として同一種類の商業者を以て組合を組織すべきものと定め、特別の事情ある場合のみ二種以上の商業者を以て之を設立し得るものとしてゐる。（工業組合又之れに準ず）卽ち商業組合に於ては、先づ生產者製造業者を除き、次に問屋、卸賣業者、又は仲買業者等は假令販賣關係に於て同一であり取扱商品も同一であつても、業態を異にするものとして之を除外し、小賣業者のみを以て組合を組織せしむることとし、卸賣業者は卸賣業者のみを以て組合を作らしむることとしてゐる。

蓋し商業組合創設の當初に於ては、問屋、卸賣業者、製造業者は小賣業者と利害を異にし前者は常に後者を壓迫するの狀態にあるを以て、弱小なる小賣業者のみを團結せしめ、

以て大資本に對して自己の利益を擁護せしめんとするのが主要な目的であつたのみならず斯くすることによつて最も効果的に共同施設を行ひ得るものと解釋されたのである。

併しながら製造業者、問屋業者、卸仲買業者が、常に小賣業者と利害を異にし對蹠的關係にあるが如く前提するは、全く近時の商業事情を解せざるものにして、所謂楯の半面を見ざる謬見なりと云はざるを得ない、

惟ふに現時の製造業者乃至問屋卸業者は、小賣業者を目して自己事業の最前線に活躍する最重要なる共力者なりと心得ふるが故に、其の指導援助に最大の關心を抱きつゝあるは言を俟たざるところである、手近の例を見るも、特價大賣出、特種大奉仕計畫等の如き、或は經營の改善、金融の疏通等の如き、孰れも問屋、製造業者の熱心なる援助がなければ到底完全なる遂行がむつかしい、最近高調せらるゝヴオランタリーシステムの如きも、其の實施には必ず問屋、卸業者乃至製造業者との連絡を、如何に圓滿にすべきかを重要なる指標としてゐる。

之を以て觀れば、小賣業の振興乃至商業組合の發達には、單に横斷的同業者の連繫のみを以て足れりとせず、之れに加ふるに製造業者、問屋、卸業者に對する縱の關係を、圓滑にすることが最も喫緊事である。

之がためには、從來我國に發達せる重要產物同業組合の存在を再認識しなければならぬ本組合は其の縱の關係を最も具體的に連繫し、以て商工業の發達を促進するに止らず、進んで商工經營の改善及其の指導、優良品生產の奬勵內外販路の開拓並に其の取引方法の改善等、各般の商業振興策につき積極的努力を拂ひつゝあるものである。

此の縱斷的關係を考慮することは、新時代に處する商業振興上實に必要で、此の縱横の連繫を完からしめてこそ、消費者に對する配給機能を完全にし、合理的に商業者双互の利益を增進することが出來るのである。

更に現行商業組合の組織を考察すれば、商業組合には事業團體としての任務と統制團體としての任務との二面がある、事業團體として最も重要なる任務は、共同仕入其の他共同事業の遂行である、而して之れを最も效果的に實行するが爲めには、先づ其の業種を同ふ

し大體に於て其の規模も等しく、信用程度も大なる懸隔なく、更に大體に於て地區を同ふせるものでなければならぬ。

斯かる條件の下に、組合を構成するものとするならば、其の組合は自ら小範圍小規模のものとならざるを得ない、然るに次に統制團體としての任務を完全に遂行せんがためにはなるべく廣範圍に亘りなるべく多數の組合員を抱擁しなければ其の實効を期する事が出來ない、何となれば不正競爭の防止、價格協定の如きは、一小區域一小範圍に於ては何等其の効果を期待し難いからである。

以上述ぶる如く、商業組合の組織にはこの相矛盾せる二つの面があり、從來の實績に照しても小商業組合に於て、此の點は夙に其の不備を痛感せるところであるから、之を如何に矯正すべきかは商業組合の發展上、大に考察しなければならぬ問題である。

故に今後商業組合を完全に發達せしめんが爲めには、寧ろ事業團體としての任務に中心を置き、其の共同事業の成功によりて、自ら組合の自治的統制に服するもの多數あるに至るまでに、事業を發展せしむべきである。

而して統制事業は、專ら之を同業組合の機能に委ね、又前叙の如く縱の關係の圓滑を期する爲めに、同業組合の發展に協力すべきである。

申すまでもなく同業組合は、營利を目的とせざる公共團體にして、强制加入權を有し其の範圍も廣汎にして、多數の組合員を有するが故に、統制事業を行ふ爲めには最も適合せる團體である、況んや同業組合は古來我國の美風とせられたる、同業協調の精神を基調として結合せられてゐる團體であるから、他の營利團體に見ざる特長を有してゐる、この機關を統制團體として助長發達せしむることは、現下非常時局に於ける、我國の產業統制上絕對に必要である、而して今後其の機能を十二分に發揮せしめんが爲めには、組合事業の內部的刷新は勿論、法規上其の他同業組合の强化に向つて、官民共に協力しなければならぬ。

商、工業組合又は其の他組合の發達を圖る爲めには、各組合相互間に密接なる連絡提携を圖り、以て其の機能を充分に發揮せしむることが肝要である。

これがためには工、商共に各聯合會を組織し、或は中央會の組織を見るに至つたが、這は

工業、商業各別の連絡であつて、各産業の全般的協調を期する機關ではない、事實上に於て産業組合と商業組合との反抗は、既に反産運動乃至商權運動として知らるゝところであるが、商業組合と工業組合との軋轢も亦、近時漸く表面化し過般或商業組合の陳情には「工業組合が自由競爭の弊害を矯正するといふ名目の下に、不當なる價格の吊上をなすは一般消費階級に過重の負擔を課し、延いては國家經濟上由々しき問題たるを以て、之れが統制規定の認可に際しては、製造消費兩方面の狀況に通曉せる商業組合の意見を徵することを要望す」云々と、此の言は直に以て工業組合側の原料仕入、諸需要品購入の際にも、等しく主張し得べきを以て、今後組合の設立增加と共に、異種組合の軋轢は漸次頻發するに至るべきものと想像される。

然るに玆に一異例をなすは、同業組合を母體として結成せられたる商業組合乃至工業組合は、此の間の關係頗る圓滿であつて、事端を紛糾せしむることなくして終始せるは、我國產業の振興上大いに味ふべき意義ある現象と云はざるを得ない。

是れ曩に全國同業組合大會より「商工關係の根本方策確立の件」として、同業組合、商業組合、工業組合、輸出組合の各組合が現在の如く對立的の弊に陷り、各々其の機能を失ふの現狀に鑑み、宜しく同業組合を母體として緊密なる關係を保持し、相互協力の下に其の機能を發揮し、完全なる統制力を具體化せしむるやう、適當なる措置を採られたき旨建議せるは、洵に識をなせる明言と謂ふべきである、新時代に處する商業振興の機關として同業組合をして積極的に新機軸を發揮せしめよ。

同業組合は、組合員が協力一致して營業上の弊害を矯正することを目的とし、其の目的を達する爲めには、同業者全員の協同一致が必要であるといふことになつてゐるから、强制加入を許しその代り組合の名を以で營利事業を營むことを禁じられてゐる、之れに對し商業組合では、一定の經濟活動を以て組合員の營業を助成し、其の個人的利益を增進せしめんとすることを目的としてゐる。斯る營利事業に參加するものに對して、强制加入を許すことは多くの弊害を醸生する惧れがあるから、之を任意組合としたのである、この立法精神は頗る公平妥當である、然るに最近商業組合、工業組合にも、同業組合と同等の統制權を附與せんとするは、如何なる理由によるものであるか、本來商業組合に加入するもの

は其の組合の目的、事業、精神に共鳴して、自ら進んで加入するものであるから、其の組合に強いて統制權を附與しなくても、當然統制の目的を達し得られなければならぬ筈のものである。然るに更に一層強力的な統制權を獲得しなければ、其の統制が不可能であるといふのは、既に其の組合が組合員の利益增進機關としての、はたらきの足らないことを自ら立證するものである。

更に又同業組合、商業組合設立の同意數獲得の上より觀察すれは、商業組合は僅か二分の一の地區內同業者の同意を得れば設立可能なるに反し、同業組合は三分の二以上の同意を要すと規定せられてゐる。即ちそれだけ同意數の獲得を多くして愼重に組合を組織せしめてゐるのである、然るに從來此の同業組合に對しては組合員の福利增進の爲め營利事業を營むことを拒否して置きながら、二分の一の少數同意を以て設立し得る營利團體たる商業組合、工業組合に統制權を與へて、營利を行はしむるも不可なしといふは、其の理由をいづこに求め得べきや解釋に苦しむところである。若し商業組合、工業組合に强制加入權を認むるならば、同じ意味に於て同業組合に積極的營利事業を營ましむるも、敢て不可なりとは如何なる點より見るも斷ずることは出來ない、寧ろ同業組合にこの新生命を與へてこそ、新時代に卽する商業振興機關としての機能を、十二分に發揮することが出來るのである。

例へば建築同業組合又は家具指物同業組合員等が、材木商同業組合或は材木問屋業組合或は製材業組合に對し、原材料の共同仕入を行ふ場合、各々其の組合にて信用を保證して取引をなすものとすれば組合內部組織に於て、其の範圍の廣汎なると外面的にも直系的連絡の密なる特長を有するを以て、必ずや雄大活潑なる取引機能を發揮するに至るは、想像に難からざるところである。卽ち商業組合、工業組合は、其の組合同志間に於て取引の行はるゝことは殆ど稀れなるに反し、同業組合に於てはその組合內部に於て、取引を圓滑に し更に進んで組合を一單位として、他の組合と組合間同志に取引の行はるゝことは當然であるから、商、工組合其の他の各組合に見られざる、取引上の新機軸を發現するに至るであらう。

右は同業組合側の言ひ分であり、吾人は之に全幅の贊意を表することは出來ないが、之

を讀んで大に考へさせられるものあるを否定し得ないのである。

由來組合制度は甚だ不統一であり、五十年前の黴び臭き同業組合準則や茶業組合規則があつたり、甲の組合では組長であり、乙の組合では組合長、丙は理事長と稱せられ、或る組合では總代と云ひ或る組合では代議員と呼ばれ、中には議決と云ひ決議と稱し其の名稱や熟語（法律用語）が區々であることは暫く措くも主務省が異り又同じ省内でも主管局を異にする者は其の取扱區々である。各省各局は思ひ〳〵に組合法規を制定し、新古、繁簡相錯綜して百鬼晝行の觀がある。假令ば産業組合（明治三十三年法律第三十四號）が農林省經濟更生部の主管であるが、之と對立的に水産局に漁業協同組合（明治四十二年勅令第二十九號）蠶糸局に蠶糸業組合（明治六年法律第二十四號）が有り、又畜産局の畜産組合（大正四年法律第一號）農務局の茶業組合（明治二十年農商務省令第四號）などがあ。商工省に於ては商務局の商業組合法（昭和七年法律第二十五號）工務局の工業組合（大正十四年法律第二十八號）貿易局の貿易組合（大正十四年法律第二十七號）などがあるのである。

大藏省には酒造組合（明治三十八年法律第八號）があり、元は殆んど同業組合と同じ内容であつたが、最近工業組合類似のものに改められた。

此の外、外國領海水産組合（明治三十五年法律第三十五號）水利組合（明治四十一年法律第五十號）耕地整理組合（明治四十二年法律第三十號）森林組合（明治四十二年勅令第四百二十九號）牧野組合（昭和六年法律第三十七號）農村負債整理組合（昭和十一年法律第二十二號）肥料製造組合（昭和十一年法律三十條）等々まだ〳〵澤山の組合がある。而して我が同業組合は商工省と農林省との共管であるが、其の商工省主管は工務局（四百五十五組合及十六聯合會）商務局（三百二組合及六聯合會）貿易局（十二組合）又農林省主管では農務局（五十四組合及三聯合會）山林局（百五十組合及十六聯合會）水産局（十九組合）畜産局（十一組合）蠶糸局（百七十五組合及九聯合會）經濟更生部（三十四組合）である、之れ等は省により、局により、其の監督に緩嚴があり、其の取扱も多少の相違があるのである。

同業組合の問題は畢竟するに、今日の如き錯雜不統一なる組合制度の整理統一を先決問題とするものではあるまいか、商法の商事會社に於けるが如く、原則的一般に適用さるゝ

組合の根本法律があつて、之に基いてそれ〳〵の必要に依り各種の組合が組織せらるゝこととならば、各種の組合は今日より以上に其の効果を擧げ得るのみならず、組合の分野が明定し、摩擦擡着が除かれるであらう。

法治國の人民は法律を知らざるが故に、其の責を免るゝことが出來ない、現在の營業者は斯く數十種の組合法規を知らねばならぬことは甚だしき煩であると思ふ。

附　錄

一、重要物産同業組合關係法規

1　重要物産同業組合法（明治三十三年三月七日法律第三十五號）（大正五年三月六日法律第十五號改正）

第一條　重要物産ノ生産、製造又ハ販賣ニ關スル營業ヲ爲ス者ハ同業者又ハ密接ノ關係ヲ有スル營業者相集リテ本法ニ依リ同業組合ヲ設置スルコトヲ得

重要物産及及密接ノ關係ヲ有スル營業ノ種類ハ農商務大臣ノ認定ニ依ル

第二條　同業組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ利益ヲ增進スルヲ以テ目的ト爲ス

第三條　同業組合ヲ設置セムトスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區內ノ同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ二種以

上ノ營業者相集リ組合ヲ設置セムトスルトキハ各種營業毎ニ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第四條　同業組合設置ノ地區内ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ營ム者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ但シ營業上特別ノ情況ニ依リ農商務大臣ニ於テ加入ノ必要ナシト認ムル者ハ此限ニ在ラス

第五條　同業組合ハ組合相互ノ氣脈ヲ通シ其ノ目的ヲ達スル爲同業組合聯合會ヲ設置スルコトヲ得

同業組合聯合會ヲ設置セムトスルトキハ其ノ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六條　同業組合及同業組合聯合會ハ法人トス

同業組合及同業組合聯合會ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第七條　同業組合及同業組合聯合會ノ定款ノ變更ハ各其ノ定款ノ規定ニ從ヒ之ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第八條　同業組合及同業組合聯合會ハ左ノ役員ヲ置クヘシ

一　組　長　一　名
一　副組長　若干名
一　評議員　若干名

前項ノ役員ノ外定款ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

役員ハ同業組合ニ於テハ組合員中ヨリ同業組合聯合會ニ於テハ聯合會ヲ組織スル同業組合ノ組合員中ヨリ之ヲ選擧シ農商務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

但シ必要アルトキハ組合員ニ非サル者ヨリ之ヲ選擧スルコトヲ得

第九條　組長ハ其ノ同業組合又ハ同業組合聯合會ヲ統轄シ其ノ事務ヲ擔任ス

副組長ハ組長ノ事務ヲ補佐シ組長故障アルトキ之ヲ代理ス

評議員ハ組長ノ諮詢ニ應シ及業務施行ノ狀況ヲ監督スルモノトス

副組長及評議員ハ定款ノ規定ニ依リ組長ノ擔任スル事務ノ一部ヲ分掌スルコトヲ得

組長副組長共ニ故障アルトキハ評議員之ヲ代理ス

第十條　同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ檢查規定ヲ設ケ組合員ノ營業品ヲ檢查スルコトヲ得

同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ違約者ニ關スル規定ヲ設ケ違約者ニ對シ過怠金ヲ徵シ違約物品ヲ沒收スルコトヲ得

第十條ノ二　前條第一項ノ檢查ヲ行フ同業組合及同業組合聯合會ニ在リテハ檢查員ヲ置クヘシ

檢查員ノ選任及解任ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十條ノ三　同業組合及同業組合聯合會ハ前條ノ檢查員ノ服務ニ關スル規程ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十條ノ四　農商務大臣ハ重要輸出品ニ關スル同業組合又ハ同業組合聯合會ノ申請アルトキ又ハ必要ト認ムルトキハ其ノ役員又ハ檢查員ノ選任又ハ解任ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ選任セラレタル役員ノ解任ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

重要輸出品ノ種類ハ農商務大臣之ヲ指定ス

第十一條　同業組合及同業組合聯合會ノ經費ノ豫算竝徵收法ハ各其ノ定款ノ規定ニ從ヒ之ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

經費ノ決算及業務成績ハ每年少クトモ一回組合員ニ公示シ農商務大臣ニ報告スヘシ

第十二條　同業組合及同業組合聯合會ハ其ノ事務ニ關シ行政廳ニ建議スルコトヲ得又其ノ諮問アルトキハ答申スヘシ

第十三條　農商務大臣ハ同業組合又ハ同業組合聯合會ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ業務ノ執行又ハ財產ノ狀況ヲ檢查シ經費ノ豫算又ハ徵收法ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十四條　農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ同業組合及同業組合聯合會ヲ設ケシムルコトヲ得

農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ同業組合ノ地區ノ範圍、營業ノ種類若ハ定款ノ變更ヲ命シ又ハ同業組合聯合會ヘノ加入若ハ同業組合聯合會ヨリノ脫退ヲ命スルコトヲ得

第十五條　同業組合若ハ同業組合聯合會ノ決議又ハ其ノ役員ノ行爲ニシテ法律命令ニ違背シ又ハ公益ヲ害シ又ハ其ノ目的ニ違背シ又ハ監督官廳ノ命シタル事項ヲ執行セサルトキハ農商務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　同業組合若ハ同業組合聯合會ノ解散又ハ其ノ業務ノ停止

二　役員ノ解職

三　決議ノ取消

第十六條　同業組合若ハ同業組合聯合會解散ヲ爲サムトスルトキハ組合員三分ノ二以上ノ同意ニ依リ其ノ事由ヲ具シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條　地方長官ハ其ノ管內ニ於ケル同業組合聯合會ノ監督シ必要アルトキハ意見ヲ具シ農商務大臣ノ處分ヲ請フヘシ

第十八條　農商務大臣ハ同業組合及同業組合聯合會ニ關シ其ノ職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第十九條　第四條ノ規定ニ違背シタル者ハ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

第十九條ノ二　同業組合及同業組合聯合會ノ役員第十三條又ハ第十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違背シタルトキハ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

第十九條ノ三　同業組合及同業組合聯合會ノ役員檢查員其ノ他事務ニ從事スル者正當ノ理由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ本法ニ依ル職務ノ報行ヲ拒ミ之ヲ妨ケ若ハ之ヲ忌避シタルトキ又ハ職務ノ執行ノ爲ニスル尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シタルトキハ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

第十九條ノ四　非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料ニ之ヲ準用ス

第二十條　同業組合又ハ同業組合聯合會ノ證票若ハ檢查證ヲ不正ニ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ證票若ハ檢查證ヲ僞造若ハ變造シタル者又ハ僞造若ハ變造ノ證票若ハ檢查證ヲ使用シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條ノ二　同業組合又ハ同業組合聯合會ノ役員又ハ檢查員其ノ職情ニ關シ賄賂ヲ收受

シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第二十條ノ三　前條第一項ニ揭クル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得

第二十條ノ四　第二十條ニ揭クル罪ハ刑法第三條ノ例ニ、第二十條ノ二ニ揭クル罪ハ刑法第四條ノ例ニ從フ

附　則

第二十一條　本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

重要輸出品同業組合法ハ之ヲ廢止ス

第二十二條　重要輸出品同業組合法ニ依リテ設立シタル組合及聯合會ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ本法ニ依リ設立シタルモノト看做ス

第二十三條　他ノ法律中重要輸出品同業組合法ヲ準用スヘキモノト定メタル場合ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ本法ノ規定ヲ準用シ重要輸出品同業組合法中ノ規定ニ依ルヘキモノト定メタル場合ニ付テハ之ニ相當スル本法ノ規定ヲ準用ス

附　則　（大正五年法律第十五號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正五年勅令第百二十三號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行）

本法施行前選任セラレタル檢查員ニ付テハ本法施行後一月內ニ其ノ選任ノ認可ヲ申請スヘシ

前項ノ期間內ニ認可ノ申請ヲ爲ササルトキハ其ノ期間滿了ノ日、申請ニ對シ不認可ノ指令アリタルトキハ其ノ指令ノ日ニ於テ檢查員ハ解任セラレタルモノト看做ス

檢查員ハ前項解任ノ日迄從前ノ例ニ依リ職務ヲ行フコトヲ得

前三項ノ規定ハ本法ニ依リタル他ノ法律ニ依リ設置シタル組合又ハ聯合會ニ關シ之ヲ準用ス

刑法施行法第二十七條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二　削　除

2　重要物産同業組合法施行規則

大正五年五月二十九日省令第八號　大正七年七月十日省令第二四號改正　大正九年八月二十八日省令第二十五號改正

第一條　同業組合ノ名稱中ニハ同業組合ナル文字ヲ用フヘシ

同業組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ同業組合ナル文字ヲ用ウルコトヲ得ス

第二條　組合ノ地區ハ一郡市以上一府縣以下ノ區域ニ依リ之ヲ定ムヘシ但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條　組合ヲ設置セムトスルトキハ五名以上ノ營業者發起人ト爲リ組合地區ヲ管轄スル地方長官ニ發起ノ認可ヲ申請スヘシ

前項ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

一　組合員タルヘキ者ノ營業ノ種類

二　組合ノ地區

三　組合ノ目的及業務ノ概目

四　組合設置ノ事由

五　組合員タルヘキ者ノ數但シ組合員タルヘキ者ノ營業ノ種類二種以上ナルトキハ其ノ營業ノ種類毎ニ之ヲ區別スヘシ

六　組合ノ創立費及收支ノ概算

第四條　發起ノ認可アリタルトキハ發起人ハ組合員タルヘキ者ニ前條第二項ニ揭クル事項ヲ通知シ組合設置ノ同意ヲ求ムヘシ

第五條　法定ノ同意者アリタルトキハ發起人ハ定款ヲ作リ遲滯ナク創立總會ヲ招集スヘシ

創立總會ヲ招集スルニハ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ組合員タルヘキ者ニ通知シ且之ヲ公告スヘシ

前項ノ通知ニハ定款ヲ添附スヘシ

第六條　定款ハ組合員タルヘキ者ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ之ヲ議定スルコトヲ得ス組合員タルヘキ者ノ營業ノ種類二種以上ナルトキハ前項ノ同意ハ種類毎ニ三分ノ二以上ナルコトヲ要ス

第七條　創立總會ニ於テハ役員ヲ選擧シ最初ノ事業年度ノ經費ノ豫算及徵收法ヲ議決スヘシ

第八條　組合ノ負擔ニ歸スヘキ創立費及其ノ償却方法ハ創立總會ノ承認ヲ經ヘシ

第九條　第十九條第一項、第二十條、第二十二條第二項第三項及第二十七條ノ規定ハ創立總會ニ付之ヲ準用ス

第十條　創立總會終結シタルトキハ發起人ハ法定ノ同意者アリタルコトヲ證スル書類、定款、創立總會ノ決議錄ノ謄本ヲ添付シ組合設置ノ認可ヲ農商務大臣ニ申請スヘシ

前項ノ認可アリタルトキハ地方長官ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ告示スヘシ

第十一條　發起人發起ノ認可アリタル後一年內ニ組合設置ノ認可ヲ申請セサルトキハ發起ノ認可ハ其ノ效力ヲ失フ

第十二條　農商務大臣組合ノ設置ヲ命シタルトキハ地方長官ハ創立委員ヲ選定シ其ノ氏名及住所ヲ公告スヘシ

創立委員ハ定款ヲ作リ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

組合ノ設置アリタルトキハ創立委員ハ遲滯ナク組合員ノ總會ヲ招集スヘシ

第五條第二項、第七條、第八條、第十九條第一項、第二十條及第二十二條第二項第三項ノ規定ハ前項總會ニ之ヲ準用ス

第十三條　組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　目的
二　業務
三　名稱
四　地區及組合員ノ營業ノ種類
五　主タル事務所及從タル事務所ノ所在地

六　組合員ノ加入及脫退ニ關スル規定
七　組合員ノ權利義務ニ關スル規定
八　役員ノ定數、權限及任免ニ關スル規定
九　業務ノ執行ニ關スル規定
十　會議ニ關スル規定
十一　會計ニ關スル規定

仲裁判斷又ハ調停ヲ爲ス組合ニ在リテハ之ニ關スル規定ヲ定款ニ記載スヘシ

聯合會ヲ組織スル組合ノ定款ニハ代表員ノ選擧ニ關スル規定ヲ記載スヘシ代表員事故アルトキ之ニ代ルヘキ豫備代表員ヲ設クル場合其ノ選擧ニ關スル規定ニ付亦同シ

第十四條　定款ニ主タル事務所ノ位置ヲ記載セサル組合ニ在リテハ之ヲ農商務大臣ニ屆出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十五條　組合ニ組合會ヲ置ク

組合會ハ組合員中ヨリ選擧シタル代議員ヲ以テ之ヲ組織ス

代議員ノ定數、任期及選擧ニ關スル規定ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十六條　組合ノ業務ハ組合會ノ決議ニ依リ組長之ヲ行フ但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十七條　組長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ毎事業年度少クトモ一回一定ノ時期ニ於テ組合會ヲ招集スヘシ組長必要ト認ムルトキハ組合會ヲ招集スルコトヲ得

代議員定數ノ五分ノ一以上カ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ示シ組合會ノ招集ヲ請求シタルトキハ組長ハ之ヲ招集スヘシ評議員會カ第二十四條第二號ノ規定ニ依リ報告ヲ爲ス爲組合會ノ招集ヲ請求シタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ組長一週間內ニ組合會招集ノ手續ヲ爲ササルトキハ請求者ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

第十八條　組合會ヲ招集スルニハ少クトモ一週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シテ定款ノ定ムル方法ニ依リ其ノ通知ヲ發スヘシ組合會ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ通知シタル事項ニ付テノミ議決ヲ爲スコトヲ得

但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第一項ノ期間ハ定款ノ規定ヲ以テ之ヲ伸縮スルコトヲ得

第十九條　組合會ニ於テハ代議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開ク事ヲ得ス

前項ニ定メタル員數ノ代議員出席セザルトキハ出席シタル代議員ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各代議員ニ對シテ其ノ假決議ノ趣旨ノ通知ヲ發シ更ニ一月內ニ第二回ノ組合會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二回ノ組合會ニ於テハ出席シタル代議員ノ過半數ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決ス

第二十條　組合會ノ議決ハ出席シタル代議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十條ノ二　組合會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ組長ハ書面ニ代ル代議員ノ表決ヲ以テ組合會ノ決議ニ代フルコトヲ得

第二十一條　定款ノ變更ハ組合會ニ於テ代議員定數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ議決スヘシ

地區又ハ組合員ノ營業ノ種類ノ增減ニ關スル定款ノ變更ハ前項ノ決議ノ外編入又ハ倒

除セラルヘキ區域若ハ營業ノ種類ニ屬スル組合員タルヘキ者又ハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

定款變更ノ認可申請書ニハ其ノ變更ノ理由ヲ記載シタル書面及決議錄ノ謄本竝第二項ノ場合ニ於テハ法定ノ同意者タルコトヲ證スヘキ書面ヲ添附スヘシ

第二十二條　組合員ノ少數ナル組合ニ在リテハ組合員ノ總會ヲ以テ組合會ニ代フル事ヲ得

總會ニ於ケル各組合員ノ表決權ハ平等トス

總會ニ出席セサル組合員ハ書面ヲ以テ表決ヲ爲シ又ハ代理人ヲ出スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ組合員ハ之ヲ出席者ト看做ス

前二項ノ規定ハ定款ニ別段ノ定アルトキハ之ヲ適用セス

組合會ニ關スル規定ハ總會ニ之ヲ準用ス

第二十三條　組合ニ評議員會ヲ置ク但シ組合員少數ナル組合ニ在リテハ評議員會ヲ置カサルコトヲ得

評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十四條　評議員會ノ職務權限左ノ如シ

一　組長ヨリ組合會ニ提出スル議案ヲ審査シ組長ニ對シ意見ヲ述フルコト

二　組合ノ財産及業務ノ狀況ヲ監査シ毎事業年度一回以上之ヲ組合會ニ報告スルコト

三　組長ノ諮詢ニ應スルコト

四　其ノ他定款ノ規定ニ依リ其ノ職務權限ニ屬スル事項

第二十五條　評議員會ハ組長之ヲ招集ス

評議員ノ三分ノ一以上カ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ示シ評議員會ノ招集ヲ請求シタルトキハ組長ハ之ヲ招集スヘシ

前項ノ場合ニ於テ組長一週間内ニ評議員會招集ノ手續ヲ爲ササルトキハ請求者ハ之ヲ招集スルコトヲ得

第二十六條　第十九條乃至第二十條ノ二ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第二十七條　組合會、總會及評議員會ノ議長ハ決議錄ヲ作リ左ノ事項ヲ記載シ議長及出席者二人以上之ニ記名捺印スヘシ

一　開會ノ日時及場所

二　代議員若ハ評議員ノ定數又ハ組合員ノ數

三　出席者ノ員數

四　議事ノ要領

五　議決シタル事項

六　賛否ノ數

第二十八條　組合ノ役員及檢査員選任ノ認可申請書ニハ履歷書ヲ添附スヘシ

第二十九條　組合ハ檢査員ノ資格、選任、解任及給與ニ關スル規程ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第三十條　組合ノ檢査員ノ服務ニ關スル規程中ニハ服務紀律及懲戒ニ關スル規定ヲ設クヘシ

組合ノ檢査員ノ職務ヲ停止シ又ハ給與ヲ減額セムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第三十一條　組合ノ役員及檢査員ノ解任認可申請書ニハ其ノ事由ヲ記載スヘシ

第三十二條　組合ノ事業年度ハ一年トス

第三十三條　組合經費ノ豫算及徵收法ノ認可申請ハ事業年度二月前ニ、經費ノ決算及業務成蹟ノ報告ハ事業年度後三月內ニ之ヲ爲スヘシ

第三十四條　組合ニ於テ定款ノ施行ニ關スル規則ヲ設ケタルトキハ農商務大臣ニ之ヲ屆出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第三十五條　役員ノ缺ケタル場合ニ於テ補缺選擧ノ手續ヲ行フ者ナキトキハ地方長官ハ組合員ヲ指定シテ其ノ手續ヲ行ハシム

第三十六條　組合解散シタルトキハ組長及副組長ヲ以テ其ノ淸算人トス但シ定款ニ別段ノ定アルトキ又ハ組合會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

淸算人ハ其ノ氏名住所ヲ地方長官ニ屆出ツヘシ

第三十七條　前條ノ規定ニ依リテ淸算人タル者ナキトキハ地方長官之ヲ選任ス

第三十八條　淸算人其ノ任ニ適セス又ハ不正ノ行爲アリト認ムルトキハ地方長官ハ淸算人ヲ解任スルコトヲ得

第三十九條　淸算カ結了シタルトキハ淸算人ハ其ノ結果ヲ地方長官ニ屆出ツヘシ

第四十條　聯合會ヲ設置若ハ解散シ之ニ加入シ又ハ之ヨリ脫退スルニハ組合會ノ決議ニ依ルヘシ

前項ノ決議ハ代議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

脫退ニ關スル組合會ノ決議ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四十一條　聯合會ヲ設置セムトスルトキハ各組合ニ於テ選定シタル創立委員ヲ以テ創立委員會ヲ開キ全員ノ同意ヲ以テ定款ノ作成其ノ他必要ナル事項ヲ議定スヘシ創立委員會終結シタルトキハ創立委員ハ定款其ノ他議定シタル事項、各組合ノ組合會ニ於ケル聯合會設置ニ關スル決議錄ノ謄本及創立委員會ノ決議錄ノ謄本ヲ添附シ農商務大臣ニ設置ノ認可ヲ申請スヘシ

聯合會ノ定款ニハ第十三條第一項第一號乃至第三號、第五號、第八號乃至第十一號ニ揭クル事項並所屬組合ノ名稱、加入脫退、權利義務、代表員ノ定數及任期ニ關スル規定ヲ記載スルコトヲ要ス

第七條及第八條ノ規定ハ創立委員會ニ之ヲ準用ス

第四十二條　聯合會ニ總會ヲ置ク

總會ハ所屬組合ノ代表員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十三條　第一條、第十二條、第十三條第二項、第十四條、第十六條乃至第二十條ノ二第二十一條第一項第四項及第二十三條乃至第三十九條ノ規定ハ聯合會ニ付之ヲ準用ス

第四十四條　地方長官ハ組合又ハ聯合會ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ業務ノ執行又ハ財産ノ狀況ヲ檢查スルコトヲ得

第四十五條　組合ニ關シ左ニ揭クル事項ハ之ヲ地方長官ニ委任ス

一　定款變更ノ認可

二　役員ノ選任竝檢查員ノ選任及解任ノ認可

三　重要物產同業組合法第十條ノ四第一項ノ規定ニ依ル役員又ハ檢查員ノ選任又ハ解任

四　重要物產同業組合法第十條ノ四第二項ノ規定ニ依ル役員ノ解任ノ認可

五　檢查員ノ服務ニ關スル規程ノ認可

六　經費ノ豫算及徵收法ノ認可

七　經費ノ豫算又ハ其ノ徵收法ノ變更ヲ命スルコト

八　地區ノ範圍、營業ノ種類又ハ定款ノ變更ヲ命スルコト

九　重要物產同業組合法第十五條第二號及第三號ノ處分

前項ノ規定ハ一府縣內ヲ區域トスル聯合會ニ付之ヲ準用ス

第四十六條　地方長官ハ前條ノ規定ニ依リテ處理シタルトキハ第一項第五號ノ場合ヲ除クノ外農商務大臣ニ其ノ報告ヲ爲スヘシ但シ前條第一項第二號乃至第四號ノ報告ハ組長及副組長ニ限ル

第四十七條　本則中地方長官トアルハ主タル事務所所在地ノ地方長官トス

第四十八條　本則ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ又ハ地方長官ニ對シテ爲スヘキ事項ハ聯合會ノ區域二以上ノ府縣ニ亙ル場合ニ於テハ農商務大臣ニ於テ又ハ農商務大臣ニ對シテ之ヲ爲スモノトス

組合又ハ聯合會ノ區域二以上ノ府縣ニ亙ル場合ニ於テハ關係地方長官ニ於テモ組合又ハ聯合會ニ對シ其ノ管內ニ於ケル業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ業務ノ執行又ハ財產ノ狀況ヲ檢査スルコト得

第四十九條　本則中府縣、郡市トアルハ府縣制、郡制、市制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノニ該當ス

第五十條　農商務大臣ニ差出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附則

第五十一條　本則ハ大正五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十二條　本則施行前ニ爲シタル發起ノ認可ハ第十一條ノ規定ノ適用ニ付テハ本則施行ノ日ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五十三條　本則施行前組合又ハ聯合會設置認可ノ申請アリタル場合ニ於テハ本則施行後六月間仍從前ノ例ニ依リ處分スルコトヲ得

第五十四條　組合又ハ聯合會ノ定款ニシテ本則ノ施行ニ依リ變更ヲ要スルモノニ付テハ本則施行後一年內ニ其ノ變更ノ手續ヲ爲スヘシ

第五十五條　明治三十四年農商務省令第十三號ハ之ヲ廢止ス

3　重要物產同業組合法第十條ノ四第三項ノ規定ニ依ル重要輸出品ノ種類

生絲	絹屑物	羽二重、薄絹及經絹
縮緬	繻子	白木綿
綿縮	浴布	帶子
刺繡絲拔又ハ絓リタル布帛製品		メリヤス製品
花莚	燐寸	木蠟
帽子	貝鈕鉛	陶磁器

琥珀及甲斐絹	大正五年五月二十九日告示第九十號
廣幅綿布	大正六年三月六日告示第四十八號追加
絹製品	大正七年七月十五日告示第二百四十號追加
眞田	大正七年十月十六日告示第三百三十三號追加
賣藥	
硝子製品	

附錄

金屬製品　楊材箱　板傘柄
竹製品　漆器時計洋傘
玩具紙プラッシュ石鹸
椎茸桐橘苹果豌豆
落花生豆薄荷魚介罐詰昆布
錫貝柱寒天菜豆
澱粉除蟲菊及殺蟲粉　百合根（大正六年三月六日告示第四十八號追加）
鉛筆カタン絲（大正七年七月十五日告示第二百四十號追加）
「セルロイド」製品（大正七年七月十六日告示第三百三十三號追加）

4　重要物產同業組合及同聯合會ノ取扱ニ關スル件

大正五年六月二十九日　大正六年二月二十日
商第八、九九九號次官通牒　商第二、二〇二號次官通牒追加
大正七年八月二十八日　大正九年八月十八日
商第一六、九七七號次官通牒追加　工第四、九八四號次官通牒改正

十正十年商第六、六六四號
次官通牒追加

今般重要物產同業組合法及同施行規則改正相成候ニ付テハ自今左ノ各項ニ依リ御取扱相成度依命此段及通牒候也追テ從前重要物產同業組合及同聯合會ニ關シテ發シタル內訓及通牒類ハ總テ之ヲ廢止ス

第一　設置發起認可ニ關スル事項

同業組合設置ノ發起ヲ認可セムトスルトキハ左記事項ヲ詳具シ豫メ本省ニ打合ヲ爲スコト但シ重要物產同業組合法第十條ノ四第三項ノ規定ニ依リ指定セラレタル重要輸出品ノミニ關スルモノ及其ノ他ノ蠶絲業組合ニ付テハ打合ヲ要セス此ノ場合ニ於テハ設置認可申請書進達ノ際左記事項ヲ報告スルコト

特別ノ事情アルモノヲ除クノ外組合地區內ニ於ケル各品種一年ノ生產、製造又ハ販賣額三十萬圓ニ滿タサル場合ハ發起認可ヲ爲ササルコト

（一）　組合ノ豫定地區

（二）　組合員タルヘキ者ノ營業ノ種類

(三) 同業者ノ員數但シ營業毎ニ區別スルコト
(四) 豫定地區內ニ於ケル物產ノ最近三年間ニ於ケル每年ノ生產、製造又ハ數量價額竝主ナル販路及其ノ各地ヘ仕向ケタル數量價額
(五) 豫定地區內ニ於ケル物產ノ地方經濟上重要ノ程度
(六) 組合ノ設置ヲ必要トスル理由現ニ營業上ノ弊害アルモノニ在リテハ其ノ事實及之ヲ矯正スヘキ方法
(七) 業務ノ概目
(八) 營業品ノ檢查ヲ行ハムトスルモノニ在リテハ其ノ檢查ノ方法、檢查員ノ數及之ニ要スル費用ノ概算
(九) 創立費及經費ノ概算竝收入ノ財源
(十) 發起人タルヘキ者ノ員數、營業ノ種類及其ノ主ナル者ノ同業者間ニ於ケル地位、經歷竝性行ノ概要

第二　設置認可申請ニ關スル事項

一　設置認可申請書ニ添附スヘキ書類中法定ノ同意アリタルコトヲ證スル書類ニハ組合員タルヘキ者ノ總數竝同意ヲ表示シタル者ノ數ヲ記載シ當該行政廳ノ證明ヲ得タルモノヲ添附スルコト
二　同意表示書ノ正本ヲ添附スル合場ニ於テハ同意ヲ表示シタル者ノ數ニ付テハ行政廳ノ證明ヲ要セサルコト

第三　定款ニ關スル事項

同業組合定款ノ規定ニ付テハ左記事項ニ注意スルコト

一　組合員ハ地區內ニ於テ營業ヲ爲ス限リハ脫退スルコトヲ得ヘキモノニアラサルヲ以テ組合員カ單ニ住所ヲ地區外ニ移轉シタルノ事實ヲ以テ脫退ノ理由トナスヲ得ス故ニ住所ノ如何ニ依リテ組合員タルノ資格ヲ定ムル規定ヲ爲ササルコト
二　新加入者カ組合ノ從來ノ施設ニ付利益ヲ受クル場合ニ於テ加入金等ノ名義ヲ以テ特別ノ負擔ニ任セシムルハ不可ナク又組合カ組合員ノ行爲ニ依リ責任ヲ負フヘキ規定ヲ有スル場合ニ於テ信認金ヲ納入セシムルハ不可ナシト雖加入ノ要件トシテ加重ノ

負擔ニ任セシムルガ如キハ法律ニ於テ加入義務ヲ負ハシメタル趣旨ニ對シ妥當ナラサルニ依リ其ノ金額及其ノ納期等ニ付愼重ノ注意ヲ爲スコト

三　外國貿易上ニ於ケル賣崩ノ弊ヲ防クタメ必要ナル場合ノ外商品ノ價格ヲ組合ニ於テ定ムル規定ヲ設ケシメサルコト

四　極メテ特別ノ事情アル場合ノ外口錢、手數料又ハ賃金等ヲ組合ニ於テ定ムル規定ヲ設ケシメサルコト

五　違約者ニ對シテ爲ス商取引ノ停止ハ其ノ事由ヲ具體的ニ規定セシメ且其ノ停止ノ最長期間ヲ規定セシムルヲ要ス若シ期間ヲ定メ難キモノニ在リテハ事故ノ止ミタルトキ又ハ評議員會又ハ役員會ニ於テ改悛ノ情アリト認ムルトキハ之ヲ解除スヘキ規定ヲ設ケシムルコト

六　組合員ノ使用スル職工又ハ雇人ヲシテ直接ニ組合ニ對スル義務ヲ負ハシムル規定ヲ設クルハ定款ヲ以テ組合員外ノ者ヲ羈束セムトスルモノナルニ依リ不可ナルコト

七　既ニ解雇セラレタル職工又ハ雇人ト雖前雇主ノ承認ヲ經ルニ非サレハ他ノ組合員ハ之ヲ使用スルヲコトヲ得サル旨ヲ規定シ之ニ違背シタル者ヲ違約處分ニ付セムトスルカ如キ規定ヲ設ケシメサルコト

八　組合員ニ對シ職工又ハ雇人ノ使用ヲ停止セシメムトスルトキハ其ノ事由ヲ具體的ニ規定シ且相當ノ停止期間ヲ定メシムルヲ要ス若シ其ノ期間ヲ定メ難キ場合ニ於テハ事故ノ止ミタルトキ又ハ改悛ノ情アリト認ムルトキハ之ヲ解除スヘキ規定ヲ設ケシムルコト

九　副組長又ハ評議員ヲシテ組長ノ擔任スル事務ノ一部ヲ分掌セシメントスル組合ニ對シテハ分掌セシムヘキ事務ノ種類ヲ定款中ニ明記セシムルコト

九ノ二　會計役ヲ置ク組合ニ於テハ其ノ會計役ハ評議員ヲ兼ヌルコトヲ得サル旨ノ規定ヲ設ケシムルコト（大正六年二月二十日商第二二〇二號次官通牒追加）

九ノ三　組長及副組長ト代議員ヲ兼ネシムル規定ヲ設ケシメサルコト（大正七年八月二十八日商第一六九七七號次官通牒追加）

一〇　仲裁判斷ニ付テハ當事者雙方ノ請求ニ依リ評議員會若ハ役員會ノ決議又ハ評議員會若クハ役員會ニ於テ選定シタル委員之ヲ行フヘキ旨ノ規定ヲ設ケシムルコト

一一　組合ニ對シテ不正ノ行爲アル役員ノ解任ヲ總會又ハ組合會ニ於テ決議セムトスル場合ニ在リテハ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テスル等其ノ決議ヲ愼重ナラシムル規定ヲ設ケシムルコト

一二　役員ノ職務懈怠等ニ對シ違約處分ヲ爲サムトスルカ如キ規定ヲ設ケシメサルヲ可トスルコト

一二ノ二　組合會ヲ置ク組合ニ於テハ總會ノ制ヲ設ケサルコト（大正六年六月八日商第八三六四號局長通牒）

一三　單ニ會議ノ議長ハ組長ヲ以テ之ニ充ツ決議ハ過數半ノ同意ニ依ル可否同數ナルトキハ議長之ヲ決スト等ノ規定ヲ設ケサルトキハ業務成績及經費決算報告ノ認定等自ラ執行シタル事項ノ認否ヲ自ラ決スル場合アルヘク不條理ニ陷ルヲ以テ當相例外規定ヲ設ケシムルコト

一三ノ二　評議員會ノ議長ハ評議員中ヨリ互選セシムル旨ノ規定ヲ設ケシムルコト

一四　不正行爲、信用ヲ害スル行爲、組合ノ目的ヲ妨クル行爲又ハ定款、諸規則若ハ組合會又ハ總會ノ決議ニ反スル行爲等ノ如キ漠然タル規定ノ違反ニ對シ違約處分ヲ爲サムトスルハ不可ナルヲ以テ違約事項ハ具體的ニ之ヲ規定セシムルコト但シ之ヲ具體的ニ規定スルコトノ困難ナル事項ニ付テハ抽象的ニ規定シ之ニ違反シタル者ヲ違約處分ニ附スル場合ハ評議員會ニ於テ議決スル旨ノ規定ヲ設クルハ差支ナシ

（大正六年二月二十日商第二二〇二號次官通牒追加）

一五　營業品ノ檢査ヲ行ヒ檢査證ヲ付スヘキ規定ヲ設ケタル場合ニ於テハ如何ナルモノヲ合格品トナシ如何ナルモノヲ不合格品ト爲スヘキヤノ標準ハ明確ニ之ヲ規定セシムルコト

（大正七年八月二十八日商第一六九七七號次官通牒追加）

一六　組合ニ於テ檢査ヲ爲シ合格又ハ不合格ヲ示ス證印ヲ押捺スル場合ニ於テハ官立又ハ公立ノ檢査所ニ於テ使用スル證印ト判然區別シ得ル證印ヲ使用セシムルコト